

はじめに

次代を担う子どもたちがたくましく心豊かに成長することは、私たちにとって共通の願いです。しかし、現実には、いじめや児童虐待など、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与える事態が数多く発生しております。平成18年度の県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は2,287件に達し、平成10年度の369件と比較すると6倍以上に増加し、極めて憂慮すべき状況にあります。

このような中、平成12年6月に施行された児童虐待の防止等に関する法律は、平成16年4月に一部改正され、早期発見の義務、教職員の専門性の強化、虐待を受けた子どもの教育の保障、市町村ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）への参加など、学校及び教職員の役割が重視されるとともに、児童虐待防止のための教育及び保護者への啓発を行うことが規定されました。さらに、平成19年6月に、再度一部改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化なども加わりました。

埼玉県教育委員会では、平成17年3月、福祉部と連携して「教職員・保育従事者の児童虐待対応マニュアル」を作成し、各学校等に配布いたしました。また、平成17年度からは、「子どもを虐待から守る学校づくり事業」を展開し、「児童虐待対応キーパーソン研修会」などの教職員研修会や「児童虐待防止のための児童生徒への教育 指導事例集」の作成などに取り組んでまいりました。

さらに、本年度は、児童虐待防止指導法研究委員会を設置し、幼稚園及び小学校における児童虐待防止のための教育や適切な対応の在り方について検討するとともに、その結果を「児童虐待防止のための指導実践事例集」としてとりまとめてまいりました。

この事例集は、児童虐待防止のための教育の「授業実践事例編」及び「個別指導事例編」を主な内容としております。各学校等においては、児童虐待の早期発見に努め、適切な対応がとれるよう校内体制の整備に努めていただくことを期待しております。

結びに、本事例集の作成にあたり、委員長として、御指導を賜りました国立大学法人山梨大学玉井邦夫准教授をはじめとする委員の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成20年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
武正和己

目 次

はじめに

目 次

I	児童虐待防止のための教育について	1
II	活用に当たって	3
III	授業実践事例編	
1	どうして信じてくれないの？	【幼稚園 人間関係 言葉】 5
2	ありがとうの木	【幼稚園 人間関係 言葉】 8
3	がまんしなくていいんだよ	【幼稚園 人間関係 言葉】 11
4	ほんとうの勇気	【小学校 低学年 道徳】 14
5	わたしの空は、にじの色	【小学校 中学年 道徳】 21
6	わたしと家族	【小学校 高学年 学級活動】 28
7	あってもいいこと？	【小学校 高学年 学級活動】 33
8	生きる、育つ、守られる、参加する	【小学校 高学年 社会科】 39
IV	個別指導事例編	
事例 1	障害のある幼児を持つ母親の養育態度	45
事例 2	父親による言葉の暴力と母親の育児態度	49
事例 3	問題行動を繰り返している児童	53
事例 4	子どもの養育ができない母親	55
V	資料	
1	埼玉県における児童虐待の相談通告に関する参考データ	59
2	児童虐待の早期発見のためのチェックリスト	60
3	児童虐待の防止等に関する法律	62

I

児童虐待防止のための教育について

1 児童虐待の背景

虐待は非常に複雑な問題であり、その判定や対応のあり方についても多面的なアプローチを必要としている。表面的には親子関係の歪みに見えても、そこには、親自身の育ちの過程で生じたできごとや地域社会との関わり、さらには子ども自身の発達の問題など、実にさまざまな要因が絡み合っている。学校が虐待の問題に取り組む場合には、こうした多岐にわたる要因の絡み合いを理解した上で、問題解決のために学校として何が必要で、何が担えるのかを見極めていく必要がある。

2 学校における児童虐待防止のための教育の必要性

今まさに進行しようとしている虐待ケースがある場合、子どもが受ける心身両面の被害をできる限り食い止め、子どもの発育・発達を保障していくために、より早い段階での発見が必要である。学校は、すべての子どもが必ず通過する唯一の公的機関であり、そこで虐待が発見されなければ、子どもは甚大な影響を被ることになる。また、発見とともに適切な対応も必要になるが、親子という関係の中で歪んだ心理・行動発達をさせられてきた子どもがそのダメージから立ち直っていくには、実生活の中での良好な人間関係が必要である。その中で心理的・行動的な面での適切なフィードバックを受け続けることが極めて重要である。こうした人間関係を日常的に提供できるのも学校であるといえる。

学校は、次代を担う子どもたちの人格の完成をめざす教育機関である。人間形成という面から、「虐待」という行為が許されない人権侵害であることを教え、健康的な子育てができる資質や能力を育成し、社会人として自立できるよう導くことは、重要な使命である。

「虐待を受けて育った子どもが長じて虐待をしてしまう親になっていく可能性もある」といわれていることを考えれば、学校教育がこの世代間連鎖を断ち切ることは、社会全体の虐待防止の観点からもきわめて重要な使命である。

3 児童虐待防止のための教育と人権教育

虐待防止という目的から考えた時、子どもに要求される資質・能力は、さまざまな要素が考えられる。その最も基盤になるのは、自己尊重と他者尊重の気持ちである。このふたつは表裏一体のものであり、そこには適確なコミュニケーションの能力が必要である。自己否定による他者への服従や、自己満足のための他者の利用などは、表面的には密接な人間関係に見えることがあったとしても、決して将来の虐待を防止する資質や能力を身に付けることにはつながらない。

こうした自己尊重と他者尊重のバランスのとれた関係は、普遍的なものであるということの理解も大切である。親子や恋人という関係の中では、社会一般には認められないような不適切な力関係も許されるというものではない。

自分は価値のある存在であると感じられる能力や、相手の痛みを感じとる能力は、感

観的なものである。こうした感覚を基盤にして、上手な人間関係を営んでいくさまざまなスキルが求められる。不当な扱いに対して正当な抗議をしたり、不適切な力関係に対して疑問を呈したり、望ましいと思われるできごとに対して共感を示すことができるスキルがあつてこそ、虐待防止につながる対人スキルが磨かれていくことになる。

その意味で、人権教育はまさに虐待防止の観点を含んだ領域であるということができる。虐待防止という活動は何もそれ自体が他の領域から隔絶したものではなく、あくまでも広義の人権意識や規範意識を育てる教育の中に位置づけられる主題である。

4 児童虐待を防止するために身に付けさせたい資質や能力

上に述べたような虐待防止のための教育は、当然ながら子どもの発達段階に応じた内容を要求されることになる。本事例集では、幼稚園・小学校段階で身に付けさせたい資質・能力の柱を、①自分や他者を大切にすること、②児童虐待について理解すること、③人間関係をつくること、④不当な扱いを許さない行動をすること等とした。

細かく見ていけばこれらはさらに分類可能である。この他にも必要な資質・能力はあげられるが、虐待に代表される人権侵害をおかしいと感じることができ、それを訴えることができる資質・能力やそのような状況に置かれている他者の痛みを感じ、自分にできることを考えようとする資質・能力の基礎があつてこそ、思春期以降の、自分がどのような大人になることを目指すかという段階で、将来の虐待を自ら防ぐ力が形成されていくと考えられる。

そこで、子どもたちに身に付けさせたい資質や能力の柱を先の4点にしほり、下の表1のとおりまとめるとともに、幼稚園から高等学校段階までを見通して発達段階に応じた具体的な項目を4ページ表2のとおり例示した。

表1 児童虐待を防止するために身に付けさせたい資質や能力

① 自分や他者を大切にする (態度)	ア 生命を尊重する。 イ 自己尊重の感情を持つ。 ウ 他者を尊重する。
② 児童虐待について理解する (知識)	ア 児童虐待の存在・実態を知る。 イ 自分や他者が置かれている状況を知る。
③ 人間関係をつくる (コミュニケーション能力) (技能)	ア 悩みを相談することができる。 イ 話したいことを正しく伝えることができる。
④ 不当な扱いを許さない行動をする (行動力・実践力)	ア 不当な扱いを改善・解決させるための方策を考え、行動できる。

5 留意すべき点について

本事例集では、授業の中で取り組むことができるよう指導事例を示している。指導にあたっては、あくまでも人権意識の醸成という教育目的の一環として行うことが必要であり、「虐待防止」を主題にした授業を一度だけ行えばよいというものではない。

人権を主題としていない授業であっても、他者の気持ちや発言を理解しようとしたりする態度や人権感覚の育成は、日常生活や授業の指導の観点に含められることが必要である。本事例集の中に示されているような授業を展開した後も、どのような考え方を子どもたちが抱いたのか、それぞれの生活や親子関係の実態に照らし合わせたときにどのような感想をもつのかなど、事後指導において丁寧に行う必要がある。

それは、日々の生活を通して、教師と子どもたちのコミュニケーションからも感じされることである。それには、何よりも教師自身が子どもたちの変化を感じ、その虐待を見抜く眼や感じる心を養うことが大切である。

現実に虐待と疑われる児童が学級内にいるような場合には、こうした事後の個別的な指導は重要になる。また、真に虐待が疑われる場合は、市町村関係課や専門機関への通告・相談が必要である。

II

活用に当たって

- ① この事例集は、学校における児童虐待防止の「授業実践事例」と「個別指導事例」とで構成されており、幼稚園・小学校の授業で扱える事例が8事例、個別指導事例が4事例、併せて12事例を掲載している。
- ② 授業実践事例に掲載した事例には、「児童虐待防止のための児童生徒への教育指導事例集」を参考にして実践したものと、今回新たに実践したものが含まれている。掲載している資料は、そのままコピーして使用することも可能である。
- ③ 個別の指導事例は、幼稚園や学校で児童虐待が疑われる幼児・児童がいる場合に、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」を参考にして、実際に対応した事例である。
- ④ 指導に当たっては、本資料とともに「児童虐待防止のための児童生徒への教育<指導事例集>」や「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」等の資料も参考となる。
- ⑤ 授業実践を行う場合も個別指導を行う場合も、子どもの実態や子どもを取り巻く家庭環境等を十分把握し、配慮することが必要である。

表2 発達段階に応じて身に付けさせたい資質や能力の例

資質・能力	幼稚園 小学校 低学年 小学校 中学年 小学校 高学年 中学校 高等学校
①自分や他者を大切にする（態度）	ア 生命を尊重する イ 持つ感情を自己尊重 ウ 尊重する他者を
	生き物を大切にすることができる 自分自身のよいところに気づくことができる 家族・友だちや身の周りの人を大切にできる
	自他の命を大切にすることができる 自分自身の長所も短所も肯定的に受けとめることができる 人それぞれのよいところを認識できる
②児童虐待について理解する（知識）	ア 存在を知る イ 状況を知る
	児童虐待の存在を知る 虐待を受けている状況は普通ではないということを理解する
	自分が置かれている状況は、虐待であるということを認識する
③人間関係をつくる（技能）	ア 懂りを相談できる イ 正しく伝えること
	家族や先生に相談できる 自分に起こったことを伝えることができる
	周囲の人に相談できる 話したいことを正しく、わかりやすく伝えることができる
④不当な扱いに対する対応（技能）	ア 不当な扱いを改善・解消させるための方策を考え、行動できる 不當な扱いから逃げたり、助けをもとめたりすることができる 不正当な扱いを許さない意志を持つことができる
	すべての命をかけがえのないものと理解し、尊重できる 自尊心を持って生活できる 社会で生きるすべての人々の人権を尊重できる 児童虐待の実態を理解する 様々な方法によって子どもは守られていることを理解する 信頼できる人や関係機関に相談できる 事実を正確にとらえ、論理的・客観的に伝えることができる 不正当な扱いに対するなどして解決できる 三者に相談することができる 不正当な扱いを許さない意志を持つことができる

ここに掲げた資質・能力は、児童虐待防止のために、発達段階等に応じて身に付けさせたい資質・能力の例示である。学校、家庭・地域社会の実態、幼児・児童の発達段階等に応じて、適切なねらいを設定して指導を実施することが重要である。

どうして信じてくれないの？

幼稚園
4歳児
人間関係
言葉

1 ねらい

友だちとの関わりの中で自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを受け入れたりすることができる。

2 題材について

自己主張のぶつかり合う場面をとらえて、いろいろな考え方をもっている友だちの存在を知らせたり、自分の思いを言葉で伝えることの大切さに気づかせたりしていく。それらの経験を通して、友だちと一緒に過ごす楽しさを感じ、友だちのよさに気づくことができるようになっていきたい。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ①ーウ、③ーイ）

- (1) 自分がしたいこと、感じたことなどを言葉で伝えることができるようとする。
- (2) いろいろな感じ方、考え方、行動の仕方をする友だちがいることを知り、友だちと仲よく生活できるようとする。

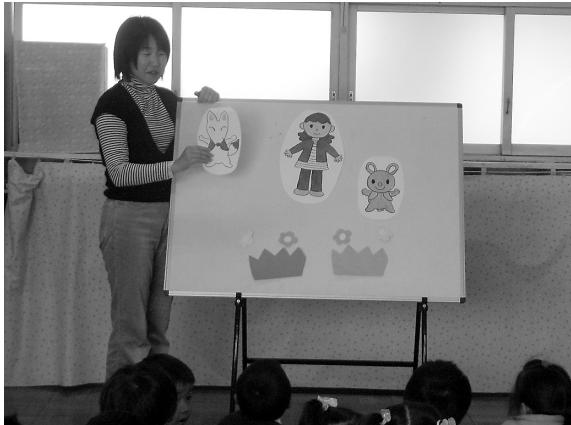
4 展開

☆児童虐待防止指導上の配慮

幼児の活動	指導上の留意点・支援
[ある日のできごと] <ul style="list-style-type: none"> ・給食の食器を片付けるため、数人の幼児が配膳台の前に並んでいる。 ・A児や友だちが並んでいるところに、B児が割り込みをしたことでトラブルが起こる。 ・教師が間に入り、その場では納得するが、廊下で歯磨きの準備をしているとき、再び口論となる。 	
1 二人が言い争っている。 • A児「どうして、並んでいるところに割り込むの？」 • B児「どうして信じてくれないの？私は、ちゃんと並んでいたのよ。」 ※A児は、普段仲よしのB児の少し強い言動に戸惑いながら、黙って聞いている。	<ul style="list-style-type: none"> • 教師が、言い争っている二人から共感的に話を受けとめ、教師が間に入って、お互いの思いを伝える。 例：「そうだったの。Bちゃんが並んでいたことを他の友だちが、分からなかつたのね。」 例：「AちゃんはBちゃんが後から入ってきちゃったと思ったんだよね。」

「降園前のひととき」の時間を利用して、「今日のできごと」をパネルシアターにして提起をしてみる。

2 パネルシアターを見る。



3 パネルシアターを見てウサギやキツネの気持ちについて考え、発表する。

[ウサギの行動や気持ちについて]

- ・「割り込みしちゃだめだよって思ったんだよ。」
- ・「順番ねって教えればいいんじゃない。」
- ・「でも、気がつかなかつたんだよ。」
- ・「優しく言えば、いいのに。」
- ・「わざとじゃないよね。」
- ・「間違えちゃつたんだよ。」

[キツネの行動や気持ちについて]

- ・「本当に、本当に並んでたのにって言えばよかったね。」
- ・「友だちと並んでたんだよって教えればいいよ。」
- ・「ウサギさんに言われて、ドキドキしちゃう。」
- ・「傷ついちゃう。」

※ウサギやキツネの気持ちになって、自分だったらどんな気持ちになるかを、自分の言葉で伝えようとする。

- ・教師はA児とB児のできごとを、パネルシアターを使い、滑り台に並んでいる動物たちに置き換える。

ウサギ：「キツネさん、ちゃんと並ばなくちゃだめなんだよ。」

キツネ：「ぼく、さっきからちゃんとここに並んでたよ。」

ウサギ：「えーっ！並んでなかつたじやない。」

キツネ：「ウサギさん、どうしてそんなこと言うの。ぼくのこと信じてよ。」

- ・キツネが割り込みをしたと思ったウサギの気持ち、順番通り並んでいたよと言つても信じてもらえなかつたキツネの気持ち、強い口調で非難されたウサギの気持ちなどについて話し合い、お互いの気持ちに気づかせていく。

例：「みんながキツネさんやウサギさんみたいに言われたら、どんな気持ちになるかな？」

☆「こんなこと言わると嫌だなって思った時は、先生やお友だちにも話してね。」などと投げかけ、自分の思っていることは、我慢しないで言葉できちんと伝えることの大切さ、友だちの思いにも気づくことの必要性などを伝える。

☆幼児が何でも話せるようなクラスの雰囲気づくりに心がけ、幼児との信頼関係を築いていく。

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 本事例を通して、割り込んだと誤解されたり、割り込んだと思いこんだような時は、自分の思いや考えを相手にわかりやすく話すことが大事であることを理解させる。
- (2) クラス全体で話し合う場では、ペーパーサート、エプロンシアター、パネルシアター、絵本、紙芝居などの視聴覚教材や手作り教材を使い、幼児に分かりやすく伝え、一人一人の幼児が考える機会となるようにする。

6 成果と課題

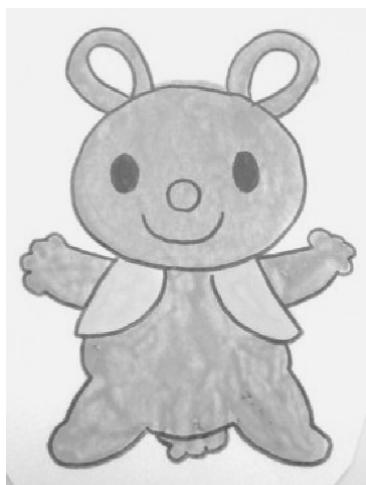
- (1) 幼児同士のトラブルを共通の話題として取り上げ、クラス全体で話し合うことで、いろいろな思いや考えをもっている友だちがいることに気づくことができた。また、嫌なことや困ったことなどが起きたとき、担任以外の教師にも進んで伝えようとする姿が見られるようになってきた。
- (2) 幼児が教師の助けを必要と感じたとき、教師がそれを受け止め、応じる姿勢をもつことや幼児の思いをありのまま受け止めることで、幼児は安心して自分の気持ちを話そうとするようになった。また、それらの経験を重ねながら、幼児は教師が信頼できる存在であることに気づき、身近な人に相談しようとする気持ちを持つようになった。
- (3) 幼児がいろいろな経験を通して、次第に自分の思いを言葉で伝えたり、相手の思いを受け入れるようになるには、個人差がある。教師は日頃からなかなか話そうとしない幼児への関わり方を考えていくことが大切である。

7 資 料

ペーパーサートの例



キツネ



ウサギ



女の子

ありがとうの木

幼稚園
5歳児
人間関係
言葉

1 ねらい

- (1) 友だちとの関わりを深め、思いやりの気持ちをもつことができる。
- (2) 友だちと過ごす楽しさを味わい、自分や友だちの存在の大切さを感じることができる。

2 題材について

日々の生活の中で、友だちとの関わりから感じたうれしかったことや、自分の頑張ったことなどを具体的に知ることで、友だちのよさに気づくとともに、自分が大切な存在であることを理解し、自分を大切にしようとする気持ちを芽生えさせたい。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ①ーイ、ウ、③ーイ）

- (1) 自分は大切な存在であることに気づくことができるようになる。
- (2) いろいろな人との関わりの中で、相手の存在や一人一人のよさに気づくができるようになる。

4 展開

☆児童虐待防止指導上の配慮

幼児の活動	指導上の留意点・支援
〔ある日のできごと〕 <ul style="list-style-type: none">・二人の園児がブランコで遊ぼうとブランコに駆け寄るが、ほぼ同時にブランコをつかむ。どちらが先につかんだかで争いになる。	
<p>1 二人が言い争っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・A児「ぼくが使うんだ。」・B児「私の方が先に来たのよ。」・A児「うるさい。ぼくが先だ。」と言ってB児を突き飛ばす。・B児が泣いてしまう。 <p>2 教師に話を聞いてもらい、落ち着いてくる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・教師が、二人の言い争いを止めに入り、共感的にそれぞれ事情を聞く。 例：「どうしたの。」「そう、いつもブランコをとっちゃうの。」「ぼくの方が先だったのに。」「いつもいじわるするの？」・静かに語りかける。 例：「Aちゃんは、いつもいじわるするの？」 「Aちゃんのいいところは、ないかな？」 「そう、そういうところもあるんだ。」

3 教師の提案を聞き、友だちのよいところや友だちにしてもらつたことや思い出し、話す。

- ・「Aちゃんが雲梯^{うんてい}で頭をぶつけたとき、先生に教えたよ。」
- ・「ママがいつも、お手伝いありがとうって言ってくれるよ。」
- ・「Bちゃんが、一緒に遊ぼうって言ってくれるから、にこにこ顔になるんだよ。」
- ・「だれか一緒にお掃除してくれないかなって思ったとき、Cちゃんがいつも助けてくれるよ。」
- ・「Dちゃんが鉄棒じょうずだねって、ほめてくれたよ。」



「ありがとうの木」にカードを貼る園児の様子

・日々の活動や生活の中で感じた、友だちのよいところや、友だちにしてもらつたことや自分の頑張ったことなどの気づきを「ありがとうの木」に表すことを提案する。

例：「このところ、けんかが多いけれど、みんな一人一人よいところがあると思います。みんなでお互いのよいところを見つけるともっと仲良くなれると思います。」

例：「運動会でがんばったことやみんなのよいところ、友だちの優しいところなどたくさんみつけてね。」

○園児が見つけた一日の気づきを教師が「リンゴのカード」や「小鳥のカード」に書いてやり、「ありがとうの木」に貼らせる。

〔リンゴのカード〕

- ・友だちのよいところを見つけたときや友だちにやってもらつたことやしあわせなことをみつけたとき

〔小鳥のカード〕

- ・自分のよいところや、がんばったことをみつけたとき

☆幼児のよいところや頑張ったことをほめて、幼児一人一人のよさに気づかせていく。

例：「みんなのよいところや頑張ったこと、お友だちの優しいところやお友だちにしてもらつたことや、たくさんみつかったね。」

例：「『ありがとうの木』にリンゴや小鳥がたくさん貼れたね。」

○一人一人の幼児の思いを受け止められる時間を確保し、自分からなかなか話そうとしない幼児にも、十分関わりながら、幼児が話し出すきっかけづくりをしていく。

5 児童虐待防止指導上のポイント

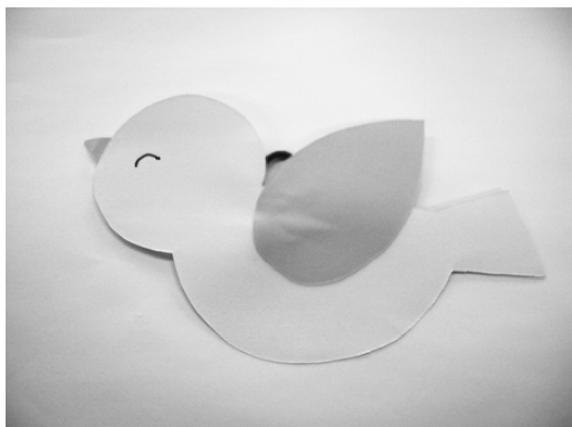
- (1) 他の人から喜ばれたり、感謝されたりする経験や自分が大切にされる経験を通し、自分や他の人を大切にしようとする気持ちを芽生えさせるとともに、自分自身を守ろうとする気持ちを身に付けさせていく。
- (2) 一人一人が大切なかけがえのない存在であるという教師の思いや姿勢が、幼児に良い影響を及ぼしていくことを十分認識し、丁寧に関わっていく。
- (3) 友だちに何かしてもらったとき、どんな気持ちがしたかなど具体的に考えさせることで、いろいろなことが話せるクラスの雰囲気をつくることが大切である。

6 成果と課題

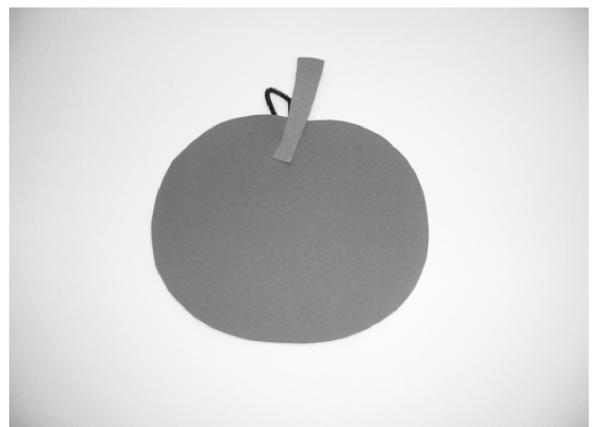
- (1) 友だちにしてもらったうれしいことの発見は、友だちの存在を大切なものとして受け止めるよい機会になった。
- (2) 「ありがとうの木」づくりは、お互いを認め合うきっかけになり、自分を大切にしようとする気持ちだけでなく、友だちの存在の大切さを確認する機会にもなった。
- (3) 日々の保育や生活の中で、教師やまわりの大人が幼児を十分認めていくことで、さらに一人一人が自分のよいところに気づき、自分を大切にできるようになった。
- (4) 「先生、あのね。」と話す表情や頑張ったことを見つけられた満足感から、自分を大切な存在と感じている様子が見られた。しかし、自分からなかなか話そうとしない幼児や思っていてもなかなか伝えられない幼児には、教師が積極的に話しかけ、思いを引き出していくことが必要である。

7 資 料

添付するカードの例



小鳥のカード



りんごのカード

がまんしなくていいんだよ

幼稚園
5歳児
人間関係
言葉

1 ねらい

自分の気持ちや思っていることを他人に話すことが大事であることに気づくことができる。

2 題材について

資料「がまんしなくていいんだよ」の話を聞かせ、くまくんの気持ちを想像し、自分がくまくんだったらどうするかを考えることを通して、暴力はいけないということや、自分に向けられた行為にがまんしなくてもよいということに気づくきっかけとなるようにしたい。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ③ーア・イ、④ーア）

- (1) 自分の思いを言葉で伝えることができるようとする。
- (2) いやな思いをしたときには、家族や先生に相談することができるようとする。

4 展開

☆児童虐待防止指導上の配慮

幼児の活動	指導上の留意点・支援
1 叱られた時のことを思い出して話す。 ・「ごはんを立って食べてたから。」 ・「おもちゃを片づけなかつたから。」	・教師の周りに座らせ、家の人に叱られた時のことを思い出して話をさせる。 例：「叱られないようにするには、親の言うことを聞き、お行儀をよくすることが大切ですね。では、次の「くまくん」のお話しのようなときはどうしたらよいでしょう。」
2 資料「がまんしなくていいんだよ」の話を聞く。 ・真剣に話を聞いている。 ・お母さんが叱るところや、たたくという言葉に緊張する表情がみられる。	・資料「がまんしなくていいんだよ」の話をペーパーサートを使って話す。 ・くまくんの気持ちになって聞くように指示する。
3 くまくんの気持ちを考える。 ・「悲しい。」 ・「いやだ。」 ・「泣きたくなる。」 ・「たたかれて痛かったと思う。」 ・「たたかないでって言う。」 ・「たたかないでっていっぱい言う。」	・話を終えて、お母さんにたたかれたときの、くまくんはどんな気持ちだったか、くまくんの気持ちになって考えさせる。 ・幼児の言葉に共感する。

<p>4 たたかれたり、一人ぼっちにされたりしたらどうするか考える。 ・「誰かに話す。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母親にたたかれることはイメージしにくいで、友だちも含め自分ことをたたいたり、家の人人が帰ってこなくてひとりぼっちにされてしまったりしたらどうするか考えさせる。
<p>5 誰に話すかを考える。 ・「先生に話す。」 ・「おにいちゃんに話す。」 ・「おとうさんに話す。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰に話すかを聞いてみる。
<p>6 がまんしないで、誰かに相談することが大切であることを理解する。</p>	<p>☆幼児の声にうなずきながら、「くまくんは、つらかったことを誰かに話せたかなあ。」と投げかけ「自分がたたかれたり、ひとりぼっちにされたりしたら、がまんしないでいいんだよ。がまんしないで誰かに話ができる子になろうね。」と強調する。</p>
<p>7 くまくんのいけなかつたところ、お母さんのいけなかつたところを考える。 ・「片づけなかつたところはいけない。」 ・「お母さんがたたくのはいけない。」 ・「たたくのはダメ。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くまくんのいけなかつたところ、お母さんのいけなかつたところはどこだろう。」と聞き、お母さんのたたくという行為はいけないことであることを確認し、がまんしなくていいんだということにつなげたい。

※平成18年3月埼玉県教育委員会発行の「児童虐待防止のための児童生徒への教育指導事例集」を実践したものである。

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 児童虐待を受けたと思われる幼児がいる場合について
 - ・この授業は、直接「児童虐待事例」を扱うものなので、虐待を受けている疑いのある幼児がいる場合には、この授業を実施するにあたっては一考を要する。
 - ・該当の幼児には個別に迅速かつ適切な対応を行う必要がある。
- (2) 事前の留意点
 - ・事前に保護者へ園での指導内容について知らせておく。
 - ・家庭の状況を事前に把握し、幼児が極度の不安をもつことがないように配慮する。
- (3) 事後の留意点
 - ・親の子どもへの愛情についてもふれ、児童が「親にたたかれた」「きつく叱られた」等、その全てを「虐待」と決めつけてしまうことがないよう配慮する。
- (4) その他
 - ・教師が日頃から、幼児の行動や表情などを注意深く見守り、幼児のサインに気づくようにすることが大切である。
 - ・ペーパーサートを使い、幼児にとってイメージがわきやすいように工夫する。

6 成果と課題

- (1) くまくんの話はわかりやすいので、よく聞いていた。
- (2) 信頼している母親からの暴力があったときに、幼児の段階では他人に話すということは難しいと思われる。しかし、がまんしないで身近にいる人に話していいんだということは理解できたようであった。
- (3) 幼児が生活の中でいろいろな体験を通して、自分の気持ちを言葉で伝える力をつけているよう工夫することが大切である。

7 資 料

がまんしなくていいんだよ

くまくんは、とっても元気な子です。

ある日のことです。くまくんが家でおもちゃで遊んでいると、お母さんがお買い物から帰ってきました。部屋は使ったおもちゃが出しっぱなしです。

「こんなにちらかして。早く片づけなさい。」

「もう少しでゲーム終わるから。」

くまくんは、なかなか片づけようとしません。

「さっさとしなさい。何度も言ったらわかるの。」

そう言って、くまくんをたたきました。

「ごめんなさい。ごめんなさい。」

くまくんは、泣きながらあやまりましたが、お母さんは何度もたたきつづけました。

またある日のことです。

くまくんは、外で遊んで夕方になって帰ってきました。

「ただいま。ただいま。」

家の中はしーんとしています。だれもいません。だんだん、暗くなってきました。

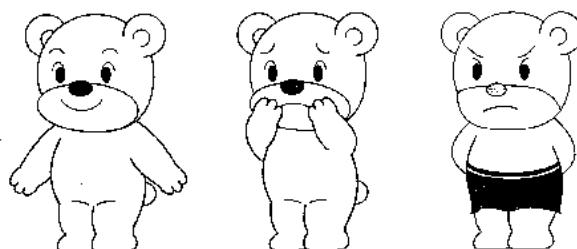
おなかもすいてきました。でも、家の人はだれも帰ってきません。

こわくて…。さみしくて…。

くまくんは泣きながら、一人でねました。

次の日も次の日も、くまくんは何があってもじっとがまんしていました。

【くまくんのペーパーサート】



ほんとうの勇気

小学校
2年生
道徳

1 ねらい 内容項目 1－(3) 勇気

- ① よいことと悪いことの区別をし、よいと思ったことは、進んで行おうとする。
- ② 置かれている状況に苦しみ悩んでいるとき、正しく判断し、信頼できる人に助けを求め、相談したりするとともに、自分に起こったことを正確に伝えようとする。

2 主題について

(1) ねらいとする価値について

児童の自己形成においては、よいと思ったことは進んで行い、よりよく生きようとすることが大切である。自分が置かれている状況に苦しんでいるとき、正しく判断するためには、一人で悩まず、信頼できる人に助けを求めたり、相談したりすることが必要である。

虐待等の人権侵害をうけたとき、自分一人で抱え込むことで大きな事件となることもある。自分だけでは問題が解決できないと思ったときは、勇気をだして正確に自分の状況を訴えていくこと、信頼できる人に相談して問題を解決することが必要である。

この教材を通して、自分には解決する力があるということを児童に認識させ、他の人と対等で豊かな関係を築こうとする意欲や技能を育てていきたい。

(2) 児童の実態について

低学年の段階では、自分に近い人との交流が中心なので、引っ込み思案になったり、物おじしたりすることも少なくない。自分の考えをはっきりと人に伝えることがまだ難しい時期である。また、どうしてよいかわからないでいる場面も時々見られる。これは、「よいことと悪いことの区別をして、よいと思うことを進んで行う」という判断ができないのである。児童が自分を大切にし、よりよく生きることができるようにするため、正しい判断をして行動すること、困ったときは人に助けを求め、事実を正確に伝え、解決の糸口を見つける力を持つことが大切であることに気づかせたい。

(3) 資料について

本資料は、遊んでもらったことのある6年生が店の物をとってしまい、店員にその子のことを尋ねられて答えられなかった主人公の葛藤が描かれている。自分で解決できないほど悩んだときは、その問題から逃げたり、そのままにしたりせず、信頼できる人に相談してみるのも大切な勇気であり、それが支えとなって次の勇気が湧いてくるのである。主人公の心情の変化を通して、勇気をもって、よいと思ったことを進んで行おうとする態度や、困ったときは人に助けを求めたり、相談することができる力をはぐくみたい。

話し合いの主な視点としては、次の点が考えられる。

- ・あたまがもやもやしたときの主人公の心の内を考える。
- ・もやもやした気持ちから晴れ晴れとした気持ちになるために行動した主人公の心の

内を考える。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ③ーア・イ）

- ① 悩みを相談することができるようになる。
- ② 話したいことを正しく伝えることができるようになる。

4 展 開

☆児童虐待防止指導上の配慮

学習活動		指導上の留意点・支援
導入	<p>1 『こころのノート』P. 22～23を見て、それぞれの場面でどうすればよいかを考える。 ・悪いことは注意する。 ・よいと思うことは、はっきり言う。 ・うまく言えないときもある。</p>	<ul style="list-style-type: none">・悪いことに遭遇した時に勇気をもって伝えられる価値の方向性を確認する。・「うさぎになって、勇気を出して言ってみよう。」と投げかける。・ここにはない場面についても考えさせる。
展開	<p>2 資料「先生、おしえて」を読み、みんなと話し合いたいところを発表して、話し合いの方向性をつかむ。</p> <p>3 話題をもとに、主人公「ぼく」の心の内やその変化を中心に話し合う。</p> <p>(1) 店員さんの話を聞いたとき、「ぼく」はどんな気持ちだったろう。 ・お店の物をとるのは、悪いことだ。 ・なぜ、そんなことしたんだろう。 ・お店の人も困っているんだな。</p> <p>(2) 「だれか、あの子のことをしらないかな。」と聞かれたとき、「ぼく」はどうして黙って下を向いていたのだろう。 ・みんなも黙っているから。 ・ぼくが言って6年生が叱られたらかわいそうだから下を向いていた。 ・言おうと思ったけれど、勇気がなかったから。</p> <p>(3) あたまがもやもやしたとき「ぼく」はどんなことを考えていたのだろう。 ・ここで言えば6年生の子は、もうやらなくなるだろうか。</p>	<p>(登場人物) ぼく・6年生・店員さん・子どもたち・先生 (条件・状況) ・6年生が店のものをとるのを見た ・店員さんたちが話し合いを始めた</p> <ul style="list-style-type: none">・どんな理由があるにせよ、人や店の物をとることは絶対にしてはいけないことを確認する。・主人公が、言わなかつたのではなく、言えなかつたこと、かつて6年生に遊んでもらつたことでかばう気持ちと、言わなければならぬと葛藤する「ぼく」の心に気づかせる。・6年生のためにも、放っておくのはよくないことであり、悪いことは放っておいてはよくならないことに気づかせる。 <p>☆自分が置かれている状況に苦しみ迷ったときに、心の葛藤が起るが、情報を吟味し、状況を分析し、公平で正しい結論に到達するために、自</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・遊んでもらったのに言ったら6年生はおうちで怒られるかな。 ・6年生に仕返しされるかも。 <p>(4) もやもやした気持ちから、晴れ晴れとした気持ちになるためには、どうしたらよいのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずっと考えて、どうしていいかわからなかつたら、相談するとよい。 ・勇気がでないから、手助けをしてもらうといい。 ・励ましてもらう。 <p>(5) 「ぼく」になって相談してみましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>児童：先生、ぼくは、この前6年生の子が店のものをとるのを見てしまったんです。でも、…</p> <p>先生：よく、相談してくれたね…</p> </div>	<p>分はどういたらよいかを考え、あきらめたり、投げ出したりせず、勇気を持って行動することが大切であることをおさえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談する「ぼく」の気持ちをとらえさせ、相談することも勇気であることに気づかせる。
開	<p>(6) 相談して「ぼく」の気持ちはどう変わったでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生、すっきりしたよ。 ・伝えることは、6年生のためににもよいことなんだね。よかったです。 <p>4 勇気を出したときのことを思い出し、どのように自分が変わっていくかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちがいじわるをされているときに、悪いことだから先生に言おうと思って話しました。いじめた人も反省したのでよかったです。 	<p>☆電話機を用意し、代表の児童に役割演技をさせて教師に実際に相談させ、自分で解決できないことは、周囲の信頼できる人に相談できる勇気と意欲を育て、話したいことを正しく伝える技能を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分だけでは判断がつかなかったことが、勇気を出して信頼する人に相談することで解決の糸口をつかめることに気づかせる。 <p>☆実際に自分の身の回りのできごとについても、自分だけでは解決できない状況になったり、自分に起こっている不合理なことや、自分の周りで起こっている不合理なことについては、勇気を出して信頼できる人に相談することが大切なことに気づかせる。</p>
終 末	<p>5 資料説話を読み聞かせ、今日の学習で思ったことをまとめます。</p> <p>(1) 「家族の会話」というお話を聞いて、考えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だまって知らんぷりは、いけないね。 ・相談する気になってよかったです。 <p>(2) 今日の学習で感じたこと思ったことを書きましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県教育委員会人権教育資料「にじいろぱれっと」の「家族の会話」により説話をします。 <p>☆虐待も見て見ぬふりをしてはいけないものであることをおさえ、勇気を持って行動する力を育てる。</p>

- 評価 ① よいことと悪いことの区別をし、よいと思ったことは、進んで行うことが理解できているか。
- ② 置かれている状況に苦しみ悩んでいるとき、正しく判断し、信頼できる人に助けを求めたり、相談したりすることができ、自分に起こったことを正確に伝えようとしているか。

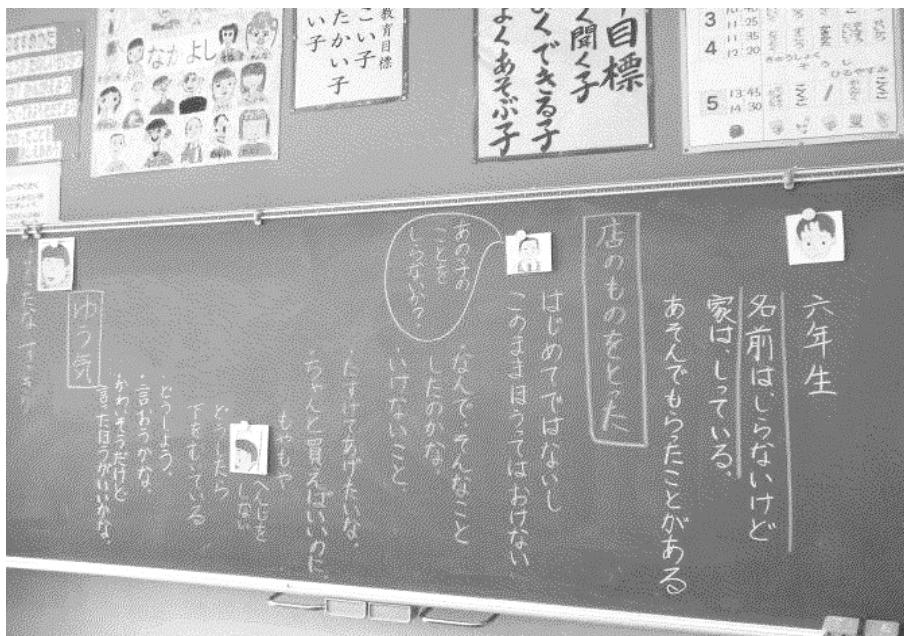
5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 先生に相談する場面では、実際に電話機を用意して役割演技をさせる。このことにより、「ぼく」の気持ちにいっそう近づかせ、言わなければならない情報や内容について正確に伝える技能もその場で育てていくことができる。教師側は、「よく相談できたね。」と児童の勇気をたたえ、安心感を与える台詞を電話で語り、相談してよかったですという心情が持てるようにすることが大切である。
- (2) 終末に虐待について話題を向け、一人では解決できないことについては、相談することにより解決の糸口が生まれることに気づかせていく。
- (3) 児童虐待を受けたと思われる児童がいる場合には、終末の話題を他の人権侵害についての話題に替えるなどの配慮が必要である。

6 成果と課題

- (1) 児童は、「もやもやした気持ちからすっきりした気持ちになりたい。」という心情に共感し、「悩みは相談したらいい。」という言葉がたくさん出た。
- (2) 電話を使って先生に相談する場面では、「なんて言つたらいいの？」という言葉があり、言い方を指導した。ここでは、実際に場面を動作化することによって、問題をより自分のものとしてとらえられ、情報を正確に伝える技能を習得させることができた。
- (3) 終末で、虐待について触れることにより、放っておいてはよくないものの一つとして、「虐待」があることを児童と確認し合うことができた。
- (4) 課題としては、今回の資料が、関係の浅い人を対象とした題材であったので、自分の身内から虐待を受けたときにも勇気を出して相談できる力を育てるところまで深められたかどうかということがあげられる。

(板書例)



(児童の感想)

やうをだして
こまてること
やなやんでいる
ことをいうと
モヤモヤしてゐる
うゞぎにかわ
るんだなと思いま
し
べんきょうして おもつた ことや かんがえた こと

わたしは、今日このお
話を読んで、ゆう気
を出すことはとても
いいことなんだなと、
思いました。わたしは
あんまりゆう気を
出したことがないの
で、これからは、や
んていることがあた
らかなうずゆう気
を出してたれかに
そう、だんとかをし
たいと思ひます。

めんじき
どうしたら
下さも
どうよつ
言わうかな
かわまうだ
きだまうか
いります。
こまつたことがあたう、
あたうこかわ
つかつたが、うえうじなどおも
つた。わたしもこまたこか
あたら先生にへいにこねも
います、

べんきょうして おもつた ことや かんがえた こと

先生、おしえて

ある日、先生に でんわで、こんなそだんをした子がいました。

ぼくは、このあいだ、六年生が みせのものを
とるのを 見てしまいました。

おいかけていった てんいんさんが もどつくると
「はじめてでは ないし、このまま ほうっては
おけないよ。どうしたら いいかなあ。」
と、はなしをはじめました。

そして、みせにいた 子どもたちに きました。
「だれか、あの子のことを しらないかな。」

へんじを した子は、いません。

ぼくも、だまって 下を むいていました。

ぼくは、名まえは しらないけど、
いえは しています。まえに 一ど、ともだちと
いっしょに、あそんでもらった ことも あります。
(あの六年生の おとうさんや おかあさんが
したら、どうなるのだろう。)

ぼくは、あたまが もやもやと してきました。

先生、こんなとき、ぼくは どうしたら いいのか
おしえてください。

(出典 「みんなのどうとく 2年」学研)

よいこと すすんで

うさぎさんと いっしょに それぞれの ばめんで
どうすれば よいかを かんがえて みましょう。
しっかり ゴールまで いけるように
みんなで はなしあって みましょう。



22



23

「心のノート」 小学校1・2年生用 P. 22~23 文部科学省より

かぞく かいわ 家族の会話

ある日の夕 食の時間です。

としこさんは、気になっていることを家族に相談してみました。

「ねえ、最近おとなりの子、顔にあざがあつたり、
学校を休んだりしているみたいなの。

泣き声もよく聞こえてくるし、心配なんだよね。」

母親からは、

「でも、おとなりの子育てに口だしはできないのよ。」

という言葉が返ってきました。

そしてしばらくの間、沈黙が続きました。

すると、父と母が顔をみあわせて、

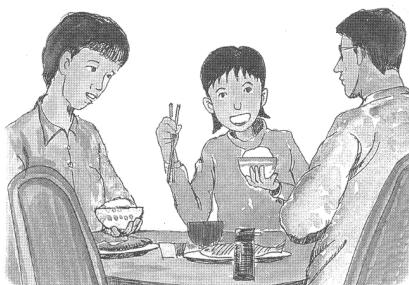
「やっぱり、見て見ぬふりじゃいけないよね。

地域の人にも相談してみましょう。」

としこさんは大きくうなづきました。

あなただったら、どうしますか？

(埼玉県教育委員会人権教育資料「にじいろはれっと」より)



わたしの空は、にじの色

小学校
3年生
道徳

1 ねらい 内容項目 2－(3) 友情・信頼、助け合い

互いに理解・信頼し合い、相手の幸せを願い、助け合いながら励まし合おうとする。

2 主題について

(1) ねらいとする価値について

人間は一人では生きていくことができない。友だちや周りの人々に支えられ、生きがいをもって生きていくのである。心から信頼し、助け合える友だちを持つことは、どの子どもも願っていることである。本当に友だちを思いやるということは、時として正しいと思うことに向け、理性的に行動することとも考えられ、それが真の友情をはぐくむことである。

(2) 児童の実態について

中学年の児童の発達段階は、自主性や責任感の発達、公平・公正の感覚の高まり、真の友情を求めていきたいという心情などが特質として挙げられ、特に高学年に向けての自主性が芽生え始める時期である。また、仲間意識が芽生え、友だちに引きずられてしまう行動も目立ち始めている。さらに、学習意欲の高まりが期待できる。

そこで、適切な授業設定や学習活動を通して、よりよく生きようとする自己内省の力が身についていくよう指導を進めていく。

(3) 資料について

母親からテストの点数が悪いことで姉や妹と比べられ、厳しく叱られたり、たたかれたりしているA子と、交換日記をしているB子の心情を中心に考えさせたい。B子が、A子の状況がただごとではないことに気づき、「内緒にしてね。」という約束を守ることよりも、A子の身の安全を第一に思い、約束を破るという行動を通して、友だちとしての思いやりや友情のあり方を考えさせたい。また、A子の立場からは、周囲には本当に自分を思いやり、心配してくれる友だちや大人がいることも理解させたい。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ③ーア・イ、④ーア）

- (1) 子ども自らの中に虐待を防ぐ力をはぐくむために、周囲の身近な友だちや信頼できる大人や教師に、自分自身に起こったことを、勇気をもって正しく伝えることができるようとする。
- (2) 不当な扱いに対し、気づき、信頼できる友だちや大人に相談することができるようとする。

学習活動		指導上の留意点・支援
導入	<p style="text-align: center;">課題</p> <p>【資料1】のお話をもとに、自分や友だちが、大人からいやなことをされたり、言われたりしたときに、どうすればよいのかを考えよう。</p>	
展開	<p>1 本時の学習内容について知る。</p> <p>2 今までにいやだなと思ったのは、どんなときか思い出す。</p> <p>3 【資料1】のお話を聞いて考える。</p> <p>(1) A子ちゃんの立場になって、気持ちを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉や妹と違って、怒られると思った。 ・お姉ちゃんや妹と比べたりしないでほしい。 ・わたしも頑張ったんだよ。 ・わたしはお姉ちゃんたちのように、何でも上手に、しっかりととはできない。 ・いつだってわたしは、だめな子なんだ。 ・痛いよ、こわいよ、さびしいよ。 ・わたしは悪い子かもしれない。 <p>(2) いつもと違うA子ちゃんの日記を見てB子ちゃんが、ドキドキしたのはなぜか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A子ちゃんの身の上に大変なことが起きているかもしれない。 ・約束を破って先生に言ったほうがいいのか、よくわからない。 ・ずっと友だちでいられないかもしれない。 <p>(3) 先生に言ったら、二度と交換日記はでき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人」とは、自分の親も含めて考えさせる。 ・事前に、いやな思いを受けたことについてのアンケートをとっておく。 ・自分の経験を思い出させるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「まだ返してもらっていない。」とうそをついてしまい、母親に「あなたなんかいらない。」と言われた時、A子はどんな気持ちだったのだろう。 <p>☆親は、子どものことを考え、しつけとして厳しく叱ることがあることも理解するように働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A子自身の性格などにもふれさせ、A子の気持ちに共感させる。 ・A子の言いたくても言えない心の内を十分に考えさせる。 ・母親の言葉も暴力的であり、A子は深い悲しみに沈んでいることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・自暴自棄や失望感でいっぱいの気持ちになりそうな様子に気づかせる。 ・家庭の中では、一人ぼっちであるA子の楽しみが、B子との交換日記であることをおさえる。 ・状況がただごとではないことに気づいたのは、普段からお互いを思いやっている友だち関係があるからであることに気づかせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・約束を守るべきか、A子の状況を大人

	<p>ないとどうして思ったのか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分を信じて書いた友だちの秘密を先生に言ってしまった。 ・二人の秘密の交換日記を先生に言てしまい、A子ちゃんとの約束を破ってしまった。 ・A子ちゃんは自分のことをとても怒っているに違いない。 	<p>に知らせるべきか、B子の心の葛藤を理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今まで信頼し合って交換日記をしていたのに、一方的に約束を破ってしまったという気持ちを理解させる。 ・自分を信じて書いてくれたことを他人に話してしまったという罪悪感などを感じ取らせるようにさせる。 ・先生に秘密を話し、約束を破ってしまったのに、A子が明るく、また交換日記を書きたいというB子への友情に気づき、喜んでいることを理解させたい。 ・友だちを信頼し、友だちの幸せを願い、正しいと思うことを行おうとする意識をもたせる。 <p>☆信頼できる大人に相談することで、問題はよりよい方向に向かうということを理解させる。</p>
展開	<p>4 A子ちゃんからの日記帳で「今日の私の空はにじの色よ。」と書いてあったのは、なぜか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B子ちゃんへの友情に気づき、喜んでいるから。 ・担任の先生がお母さんに話をしてくれたので、お母さんがA子ちゃんにやさしくなったから。 ・自分が先生に話したことは、A子ちゃんにとって良かったことなのかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・B子やA子の立場になって思ったことを書かせる。 ・学校生活を続けていれば、自分のまわりには必ず気にかけてくれる友だちや先生方がいることに気づかせたい。
終末	<p>5 学習のまとめをする。 (B子の立場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約束を破ってしまい、本当にごめんなさいね。でも、とっても心配をしていたんだよ。(A子の立場) ・B子ちゃんのように、お話を聞いてくれる先生もいることがわかつてよかったです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「友だちがいてよかったです」は、仲間として、助け合い、励まし合い、友だち関係を築こうとすることだと確認をさせる。

評価 お互いに理解・信頼し合い、友だちの幸せを願うことは、時には勇気をもって、正しいことを行おうと行動することでもあると理解できるか。

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 児童虐待を受けたと思われる児童がいる場合について
 - ・虐待を受けている疑いのある児童がいる場合には、この授業は慎重に取り扱わなければならない。
 - ・該当の児童には個別に迅速かつ適切な対応を行う必要がある。

(2) 事前指導の留意点

- ・道徳の時間など、家族愛を主題とする内容の学習を行い、協力し合って楽しい家族をつくろうとする態度を養つておく。

(3) 事後指導の留意点

- ・帰りの会で保護者の子どもに対する愛情をあらわす言葉や詩、手紙等を紹介して、保護者は自分の子どもに対して愛情を持って接していることを知らせる。

(4) その他

- ・支援や指導をする児童の家庭環境を充分に把握・配慮をした上で指導する。
- ・授業の実践の意図を家庭に事前に連絡し、授業に対し理解や協力を得ておく。

6 成果と課題

(1) 「こんなひどいことをされている子どもがいる。」「もやもやしたまま、すっきりとしなかった。」「かわいそうでしたがなかった。」「学校には、相談できる先生方がいることがわかった。」「友情とは、相手を思いやり、お互いに協力したり、助け合ったりすること。」等、その子の立場に立った考えなどが出された。

(2) 今回の資料を使い、登場人物への感情移入までには、各児童の発達段階、家庭環境等によっても個人差があった。しかし、話し合いの柱立ての場面では、「勇気をもち、約束を破ってまでも友だちを助けたところがすごいけれど、自分だったらできないかも知れない。」とあり、子どもたちは心の中で葛藤をしながらも、不当な扱いを見過ごしてはいけないと感じていた。

(板書例・児童の感想)



感想カード

〈どんなことを思いましたか〉

テストの点数が悪くて親に見せられなくて、ウソをついてなぐられたことがちょっと変だなあと思いました。親は、仲直りをすればいいのに、その日の夕ごはんを出さないのは親が悪いと思いました。B子が先生に言ったのは、友だち思いだと思いました。最後は、またにじを見たいというのがよかったです。

感想カード

〈どんなことを思いましたか〉 (B子ちゃんへ)

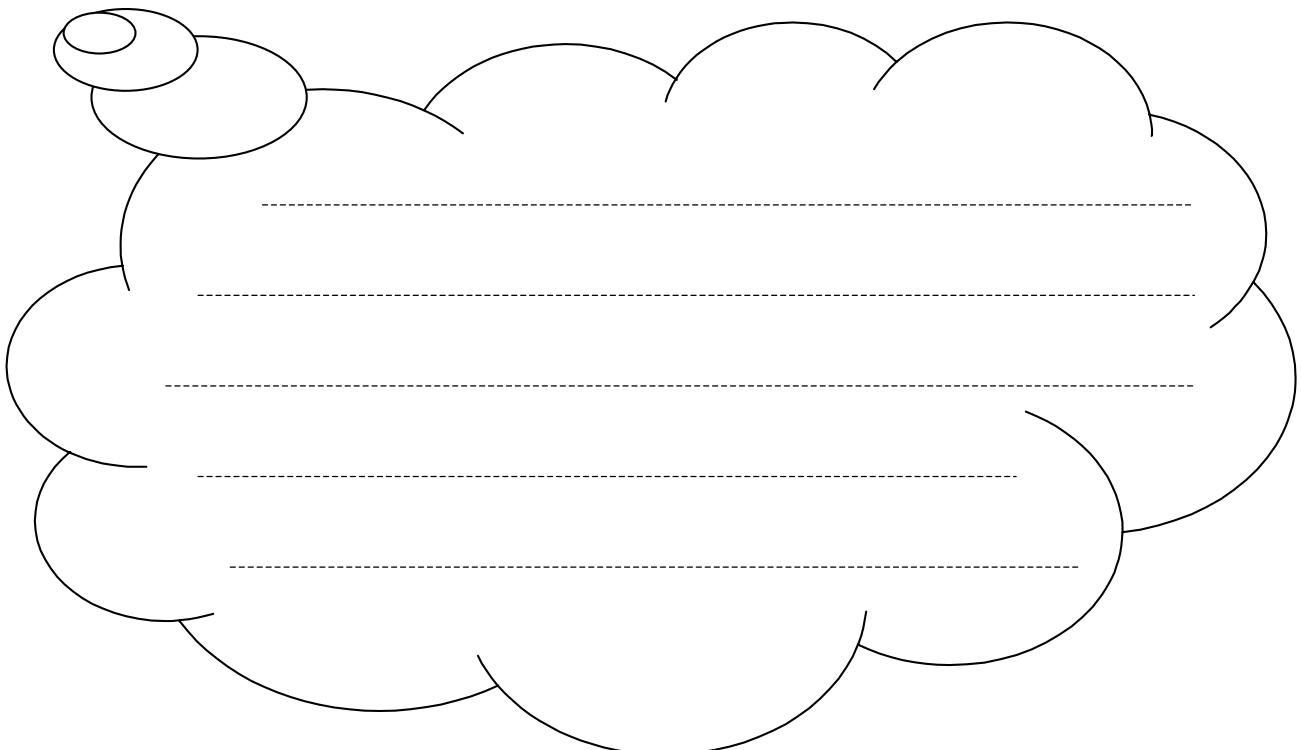
A子ちゃんが日記を返してもらって、読んだときにそこには、今日のわたしの空の色は「ねずみ色」って書いてあったときにびっくりしたね。

それで、日記を読んで先生に言おうか迷って、最終的には、言って、もう二度と交換日記ができないと思っていたけど、A子ちゃんのほうから、またいっしょに交換日記が書いてよかったです。先生に勇気をだして言って、それでA子ちゃんも明るくなってしまったね。

アンケート

名前 _____

- おとなのから、いやなことをされたり、言われたりしたことがありましたか。あつたら、書いてください。



かんそう 感想カード

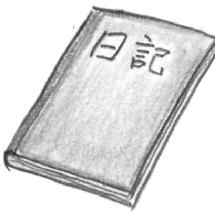
名前 _____

<A子ちゃん、B子ちゃんに手紙を書こう>

<どんなことを思いましたか>

【資料1】お話 「わたしの空は、にじの色」

B子ちゃんは、空を見つめることが大好きです。それは、仲良しのとなりのクラスのA子ちゃんと一緒に見た、大きなくじを思い出します。友だちのA子ちゃんは物静かで、どちらかというと自分に言いたいことがあっても、B子ちゃんとは反対にがまんをしてしまうタイプの女の子です。



毎日、二人の交かん日記には、

「わたしの今日の空の色はね、

○○色なんだ。」

とお互いに書きます。B子ちゃんは、「A子ちゃんの空の色つてとおきてきだね。これからもそ



つと教え合おうね。」といつも返事を書きます。A子ちゃんは、そんなB子ちゃんの言葉をとてもうれしく感じ、二人だけの秘密の交換日記がいつも楽しみでした。

ある日、A子ちゃんのお母さんが夕食のしたくをしている時、お姉さんと妹が算数のテストを持って帰ってきました。そのテストを見たお母さんは、「まあ、二人とも百点をとってきたのね。お母さんは、とてもうれしくて、鼻が高いわ。よくがんばったわね。一人ともえらいわ。」

と大喜びをしました。そして、近くにいたA子ちゃんにも、「A子もテストが終わってるでしよう?お母さんにはやく見せなさい。」

と言いました。A子ちゃんは、実は、昨日、担任の先生から算数のテストを返してもらっていたのですが、点数が悪いために、「わたしのクラスは、まだ返してもらっていないの。」と、思わずそをついてしまいました。それをとなりで聞いていた妹に、「あら、お姉ちゃん。それは、おかしいよ。さつきランドセルから

出して机の中にしまっていたでしよう。わたし、見ていたもの。」と、言われてしまいました。その言葉を聞くなりお母さんは、みる顔を赤くして、「どうしていつもそをつくの!かくさないでお母さんに見せないと、すぐいけんまくで言い、A子ちゃんの頭をなぐりました。A子ちゃんは、ただ、だまつて下に向いていました。お母さんは、さらにつかみ取ると、にこわい顔をして、A子ちゃんの引き出しを開け、「はやく、お母さんに見せなさい。いつたい、何点だつたの。」と、どなりながらA子ちゃんのテストをうばうようにつかみ取ると、「なんてこと。また、こんなに悪い点数をとつてきて。なぜ、あなたは、お姉ちゃんや妹のようでききないの。しつかりと勉強しなくてはだめじやないの。」

と、何度も何度もA子ちゃんの頭をたたきながら言いました。A子ちゃんのお姉さんと妹は、だまつて机に向かい宿題を始めました。そして、お母さんはため息をつきながら最後にA子ちゃんに向かつて、



「お父さんもお母さんも子どもの頃は、とても勉強も運動もできたのに、あなたはいついたい誰に似たのかしら。あなたなんか産むんじやなかつたわ。」「あなたなんかいらぬ。どこにでもいつてしまいなさい。」

と言つて、夕食のしたくを続けました。



その日のA子ちゃんの夕食は、用意されませんでした。このようなときにはA子ちゃんは、いつも部屋のすみで、一人で空をぼんやり見つめて過ごしました。お腹がすいていましたが、しかたなく夜は、なみだをこらえて眠りました。

次の日、朝ごはんも食べずA子ちゃんは、朝一番に一人で登校しました。元気がありません。教室で、ひとりぼんやりと窓の外の空を見つめながら、一日が過ぎていきました。

「さようなら。また、明日ね。」

と元気のないA子ちゃんは、B子ちゃんに言いました。日記を渡さ

れたB子ちゃんは、「B子ちゃん、私の空は、今日はね、暗いねずみ色なんだ。・・・そ

れはね、昨日、うちのお母さんが、私のことをね、・・・でも、絶対に内緒にして誰にも言わないでね。私とずっと友だちでいて

ね」というA子ちゃんの日記を読みました。B子ちゃんは、A子ちゃんがいつもと違うことに、気が付きました。A子ちゃんの様子がずっと気にかかっていたので、「どうしたのだろう、きっとA子ちゃんに何かあつたのかもしれない。」と考えました。B子ちゃんは、自分の胸がドキドキし、とても痛く感じました。

「どうしたらしいのだろう。」B子ちゃんは、何度も心の中で言いました。そして、とうとう「A子ちゃん、ごめんね。でも、ずっと友だちだよ。」とつぶやきながら放課後、思い切って担任の先生に、A子ちゃんの日記のことを話しました。

その後、A子ちゃんは、登校しませんでした。B子ちゃんは、A子ちゃんのことがとても心配でした。そして、一人の交換日記は、もう二度とできないかもしれないと思つていました。

しばらくたつてから、担任の先生が、A子ちゃんからの二人の日記帳を渡してくれました。そこには、「B子ちゃん、また日記を一緒に書いて、学校で交かんしようね。今日の私の空は、にじの色よ。」というA子ちゃんのいつもの言葉が、書いてありました。

B子ちゃんは、A子ちゃんと一緒に、大きな空のにじを、また見たいなあと思いました。

わたしと家族

小学校
5年生
学級活動

1 ねらい

- (1) 家族の中で、あってはいけない「不当な扱い」について具体的な事例を通して理解し、改善・解決の手立てを考えることができる。
- (2) 「不当な扱い」についての解決方法を見出そうとすることができる。

2 題材について

この題材では、学級活動の中でねらいに沿って、直接児童虐待の事例を取り上げて学習を展開していく。しかしながら、児童虐待に関しては、児童の関心や認識に個人差が見られる。そこで、ねらい達成のために以下の点に十分配慮し、学習活動を展開していく必要がある。

- (1) 児童虐待の認識を深めるために、折にふれ、児童虐待に関する新聞記事やニュース等を紹介し、知らせ、自分の身近なところでも起こりうることと認識させておく。
- (2) 自分の意に反する言動の全てが虐待につながるのではなく、親や大人が愛情を持って行うしつけと虐待の違いを考させる活動を取り入れ、正しい理解ができるようにしておく。
- (3) 「不当な扱い」に気づき解決する方法を、自分なりに考えようとする力を持つことにより、自分が将来どのような大人になることを目指すのかを考えさせる学習の場とする。
- (4) 指導する教師は、「不当な扱い、虐待は絶対に許されない」「あってはならない」という強い信念を、児童に示し続ける。
- (5) 児童虐待に関する学習を単発に行うのではなく、継続的に指導していく。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ②ーア・イ、④ーア）

- (1) 虐待の事例を理解させる。
- (2) 虐待事例について、改善・解決の手立てを考えさせる。

4 展開

☆児童虐待防止指導上の配慮

	学習活動	指導上の留意点・支援（※評価）
導入	<ul style="list-style-type: none">1 本来あるべき親子の関係について考える。・苦手だった算数のテストで90点取れた時、『頑張ったね。』と褒められうれしかった。・絵画コンクールで賞がもらえた時、『すごいじゃないか。』と褒められ自信がついた。	<ul style="list-style-type: none">・親にどんな時褒められたか、また、その時どんな気持ちだったかなどを考えさせる。 <p>※グループ毎に、自分がどんな時親にどのように褒められたか、また、褒められる成就感や自尊感情を想起させる。（児童の発言）</p> <ul style="list-style-type: none">・家族は互いに助け合い、認め合って生

	<ul style="list-style-type: none"> ・夕飯の手伝いをした時、『ありがとう。助かるよ。』と言われ、うれしくてまた手伝おうと思った。 	<p>活することが本来のるべき姿であるということに気づかせ、本時の学習の方向付けを行う。</p>
展	<p>2 【資料1】を読んで、思ったことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信じられない、最低な人間だ。 ・絶対に許せない。 ・子どもの命を何だと思っているんだ。 ・親として無責任すぎる。 ・自分は、こんな親には絶対にならない。 <p>3 【資料2】を読んで、子どもの思いを考え、話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お腹いっぱいご飯を食べたいよ。 ・親を代えてほしい。 ・生まれてこなければよかった。 ・誰か助けて。 ・逃げたいのに逃げられない。 ・どうしてお母さん（お父さん）こんなことをするの。 ・私のことが憎いの。 ・誰を信じたらいいの。 ・私は誰からも愛されないの。 ・これでは生きていても意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を通して、虐待事例について考えさせる。
開	<p>4 虐待を防ぐための方策を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親や友だち、先生に知らせる。 ・「間違っている。」とはっきり言う。 ・見て見ぬふりをしないで助ける。 <p>5 周りの人ができるることは、どんなことか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談にのり力をかす。 ・見て見ぬふりをしないで助ける。 ・いつも周りのことに敏感になっている。 <p>6 もし、自分が虐待を受けたらどうするか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出して騒ぎ、助けを求める ・家から逃げ出して友だちの家に行く ・必ず誰かに相談する 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を読み、子どもの気持ちになって考え、具体的にどのようなつらさや親に対する憤りがあったか考えさせることにより、このような行為は絶対に許さないという強い信念を抱かせるようにする。 ・虐待を受けている子どもの立場になって、その気持ちを考えさせる。 <p style="text-align: center;">虐待を防ぐにはどうすればよいか考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けている子どもの立場になり、どうしたらよいか、その改善・解決策を自分なりに考えさせる。 ・周りの人ができるることは、どんなことか考えさせる。 <p>☆「いや」とはっきり言えるようになることの大切さや、他人事としないで、絶えず思いやりの気持ちで人と接することの大切さを理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もし、自分が虐待を受けたらどうするか、何ができるか考えさせる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「警察に言う。」と親に言う 	
終 末	<p>7 周りに虐待を受けている人がいたらどうするか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談にのる ・すぐに自分の親に言って警察に連絡してもらう ・先生に知らせる ・自分の家に泊まらせる ・絶対に見て見ぬふりはしない <p>8 自分の決意を発表する。</p>	<p>・周りに虐待を受けている人がいたらどうするか考えさせる。</p> <p>☆虐待は、みんなでなくしていかなければならない問題であること、自分の身に起きたら必ず周りの人に相談することが大切であることを理解させ、不当な扱いに対しては、自ら改善・解決するための方策を考え、行動する実践力を身につけさせたい。</p> <p>・発表することにより、実践への意欲を高めさせる。</p>

※平成18年3月埼玉県教育委員会発行の「児童虐待防止のための児童生徒への教育 指導事例集」を実践したものである。

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 児童虐待を受けたと思われる児童がいる場合について
 - ・この授業は、直接「児童虐待事例」を扱うものなので、虐待を受けている疑いのある児童がいる場合には、この授業を実施するにあたっては一考を要する。
また、該当の児童には個別に迅速かつ適切な対応を行う必要がある。
- (2) 事前・事後指導の留意点
 - ・道徳の時間に、家族愛を主題とする内容の学習を行い、協力し合って楽しい家族をつくろうとする態度を養っておく。
 - ・帰りの会で保護者の子どもに対する愛情をあらわす言葉や詩などを紹介して、保護者は自分の子どもに対して愛情を持って接していることを知らせる。
 - ・常日頃より、自分や他人を大切にする心を育て、自尊心を持って生活できるように指導しておく。
 - ・自分の考えを正しく、はつきりと伝えることができるよう、日々の学習や生活の中でコミュニケーション能力を養っておく。
 - ・児童虐待の実態を新聞記事やニュース等から紹介し、知らせておく。
 - ・日常生活の中で、教師は児童一人一人に目を向け理解を深めるとともに、児童相互、児童と教師、保護者と教師等、よりよい人間関係を構築していく必要がある。
- (3) その他
 - ・親の子どもへの愛情についてもふれるなどして、児童が「親にたたかれた」「きつく叱られた」等、その全てを「虐待」と決めつけてしまうことがないよう配慮する。
 - ・授業実践の際には指導内容を十分に吟味し、家庭に授業実践の意図を事前に知らせる等、理解や協力を得ておきたい。

6 成果と課題

- ・児童は、それぞれが抱く正義により、「警察に通報する」「助けを求める」という考えをいとも簡単に口にするが、果たして実生活と結びつけての考え方か、不安なところである。今後も、「正しいことは正しい。」「不当なことは不当。」とはつきり言える、強い心をはぐくんでいく指導に心掛けたい。
- ・自分の思いや考えを相手に正しく伝えることは、よりよい人間関係を構築していく上で大切なことであり、日々の学習や生活の中で、児童のコミュニケーション能力を養っておくことが必要不可欠となる。今後も、コミュニケーション能力を養い、高めるための学習や活動を、意図的・継続的に実施していきたい。

【資料1】

車内放置、8年間で16人死亡

パチンコ店駐車場での主な子どもの放置死

1998年8月	20代の両親が2時間放置、男児1歳が熱射病
1999年3月	30歳の母親が5時間放置、女児1歳が脱水症状
1999年8月	10代と20代の両親、1歳と2歳の男児が熱射病
2003年4月	20代の母親が6時間半放置、男児（9ヶ月）が熱中症
2003年8月	20代の母親が70分間放置、男児3歳が熱中症
2005年5月	20代の両親が5時間放置、男児1歳熱中症

【資料2】

16歳少女餓死事件

都内のマンションで、体が弱く寝たきりだった当時16歳の二女にわずかな食事を与えるだけで放置し、餓死させたとして、1999年4月に母親が逮捕された。

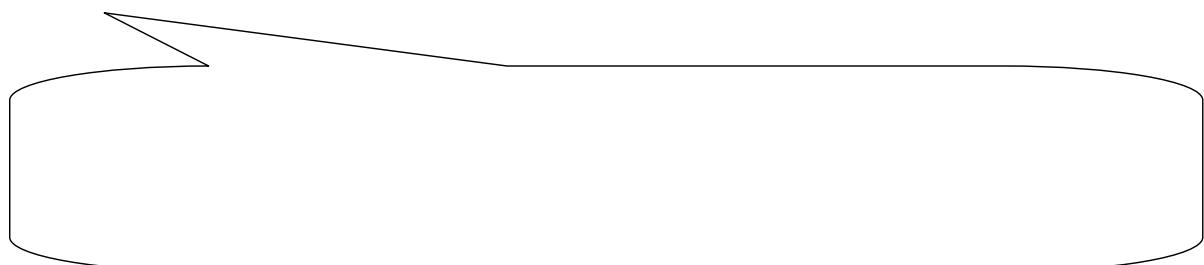
二女は、死亡時、身長140センチ、体重は2～3歳児並の13キロしかなかった。

ワークシート

名前 _____

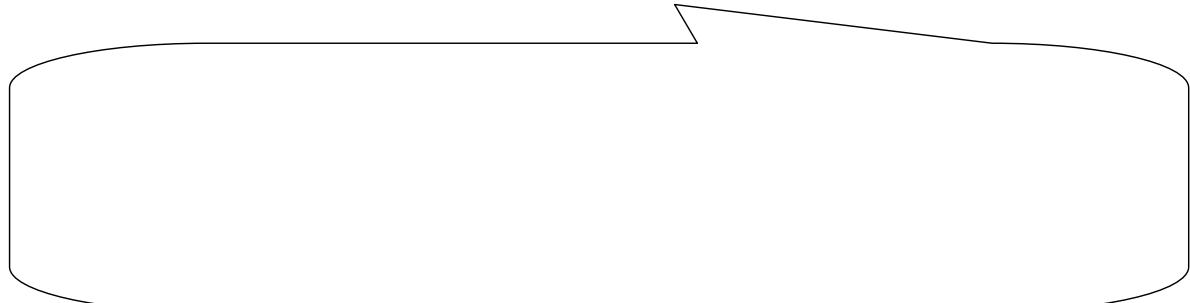
資料1を読んで

思ったことを書きましょう。

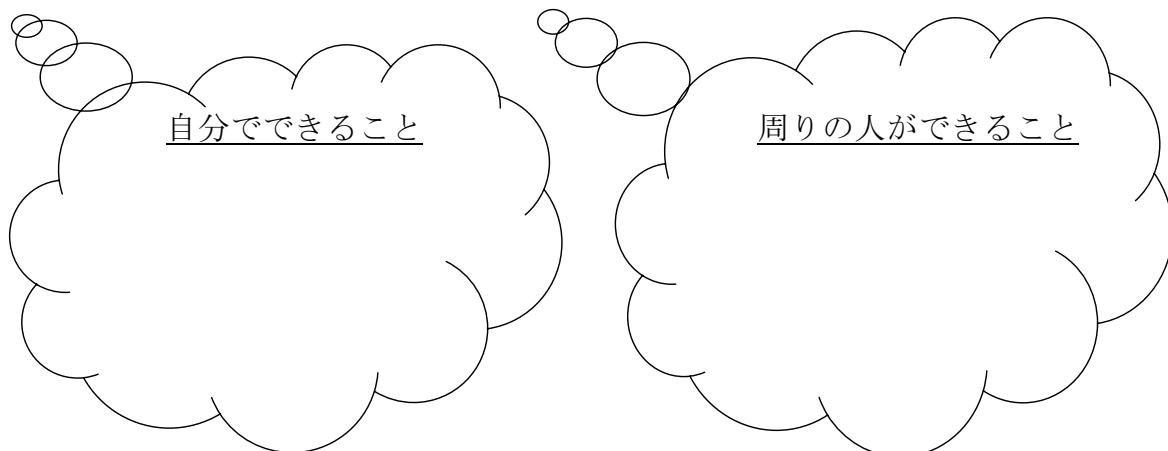


資料2を読んで

虐待を受けている子どもは、どんな思いでいるでしょう。



どうすれば虐待はなくなるでしょう。



まとめ

自分が受けたら

A long, horizontal rectangular box with a thin black border, intended for students to write what they would do if they were the ones being abused.

友だちが受けたら

A long, horizontal rectangular box with a thin black border, intended for students to write what they would do if a friend was being abused.

あってもいいこと？

小学校
6年生
学級活動

1 ねらい

- (1) 児童虐待についての理解を深めることができる。
- (2) 虐待を受けたときに、どのような行動をとったらよいか考えることができる。

2 題材について

この題材では、学級活動の中で、ねらいに沿って、直接児童虐待の事例を取り上げて学習を開いていく。具体的には、一斉指導～グループ活動～個別のまとめという学習活動である。児童虐待への児童の関心や認識には、大きな個人差の存在が想定される。したがって、「ねらい達成」のためにも、以下の点に十分配慮し、児童の学習活動を展開させることが重要となる題材である。

- (1) 児童虐待について認識を深めるために、虐待としつけの違いについて考えさせる活動を取り入れ、どんな場合が虐待に当たるのかを理解できるようにする。
- (2) 何でも虐待になるのではなく、保護者が愛情を持ってしつけのためにする場合もあることを、児童自ら考えられるようにする。
- (3) 本時の学習活動4では、学習活動2の児童虐待の具体的な場面を取り上げ、もし自分が虐待されたら、どのように行動したらよいかを考えさせる。
- (4) 児童が考えを深める活動を重視するが、指導する側（教師）の「児童虐待はあってはならない」「児童虐待は絶対に許さない」という決意（価値）を、機をとらえて児童に示し続けるようにする。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ②ーア・イ、④ーア）

- (1) 児童虐待についての理解を深めさせる。
- (2) 虐待を受けたときに、どのような行動をとったらよいか考えさせる。

4 展開

☆児童虐待防止指導上の配慮

学習活動	指導上の留意点・支援
1 児童虐待について知っていることを話し合う。 <ul style="list-style-type: none">・親が子どもに暴力をふるうこと。・親が子どもに食事を与えない。・子どもが親の暴力などで、けがをしたり、尊い命を落としてしまうこともある。	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待について、知っていることを発表させることで、知識を共有化させる。・テレビのニュースや新聞で見たり、聞いたりしたことを思い起こさせる。・想起できない児童には事前指導で扱った事例を個別に示す。 <p>☆「どう思うか」「考えるか」ではなく、何を知っているかを出させることで、全員が安心して学習参加できるよう配慮する。</p>

<p>2 日常生活の中で、カードの事例は、あっていいことか、あってはいけないことを話し合う。</p> <p>(1) 次の事例は、どういうことか、自分の考えを深める。</p>	<p>☆導入事例（カード）について共通理解をさせてから、判断させる。（「悪いこと」についての「質」「程度」は兄・私ともに同様）</p>
--	---

両親は、お兄さんが悪いことをして何も言わないのに、私が悪いことをするといひどく叱る。

<p>① カードに書かれていることが、あっていいことか、あってはいけないことを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あってはいけない。 ・どちらとも言えない（よくわからない） <p>② ワークシートに書かれていることが、あっていいことか、あってはいけないことを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文が書かれたカードを提示し、全員で考えて、活動のやり方（判断の基準）を確認させる。 <p>☆判断できない児童に対して、状況を具体的に示すことで、判断の基準（例）を理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関連する状況が書かれているワークシートを配って、個人で考えさせる。
--	--

【あってもいいことか、あってはいけないことか？】

- ① ぼくが悪いことをしたのに、あやまらなかつたので、お母さんにおこられた。
※しつけ
- ② お父さんは、毎日きげんが悪くて、ぼくが何も悪いことをしていないのに顔がはれるぐらいなぐつたり、けつたりする。
※身体的虐待
- ③ 私の両親は、私が病気で熱を出しても何もしてくれないで仕事に出かけて、そのままにされてしまう。
※状況によっては保護の怠慢
- ④ 私のお父さんは、「おまえなんか生まれてこなければよかったです。」などと、毎日私に対してひどいことを言ってくる。
※心理的虐待
- ⑤ お母さんに「部屋のかたづけをしなさい。」と言われてもやらなかつたので、片づけが終わるまで昼食を食べさせてもらえなかつた。
※しつけ、長時間の場合は虐待
- ⑥ うちの両親は、ほとんど食事を作ってくれない。だから、私はいつもおなかがすいている。
※保護の怠慢

<p>② 話し合いを通して、「あっていいことと悪いこと」についてグループで話し合い、グループの結果をまとめること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人で考えた結果や理由を紹介させて、互いの考え方の似ている点や、違う点について話し合せた上で、自分の考えを持たせるようにする。 意見が分かれた場合は、どちらとも言えないことにするように伝える。
<p>3 グループで話し合った結果を発表して、全員で考える。 【予想される反応】 「しつけのために、あってもいい…①」「あってはいけない…②、④、⑥（児童虐待）」「どちらとも言えない…③、⑤」 ・児童虐待とは、どのような場面か考える。 「②、④、⑥のような場面」</p>	<p>☆親が子どもへ愛情をもって対応している場合もあるので、どんな状況でも虐待ととらえるのではなく、虐待としつけの違いを理解できるようにする。</p> <p>☆どちらともいえないものについては、理由を言わせて状況によっては虐待かしつけか判断が難しい場合もあることを認めること。</p> <p>・④、⑥のように、心理的虐待や保護の怠慢も児童虐待になることを押さえる。</p>
<p>4 このような虐待を受けたとき、自分ならばどのような行動をすればよいか考える。 ・いやなことは『いやだ』とはつきり言う。 ・友だちや先生に相談する。 ・解決する方法を考える。 ・よくわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> もし自分がこのような虐待を受けたら、どうするか考えさせる。 ②や④の場面を取り上げ虐待を受けたときの行動についてワークシートに書かせ、発表させる。 虐待を受けているとき、どのような行動をとればよいのか考え、ワークシートに書かせる。 文章表現が不得手な児童には個別支援をする。 <p>☆具体的な行動について考えがまとまらない児童には、虐待の「例」を挙げて支援する。</p>
<p>5 今日の学習からわかったことや感じたことをワークシートに書き、まとめとする。 ・虐待は絶対あってはいけない。 ・虐待されて困っているときは、友だちや先生、身近な大人に相談する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今日の学習からわかったことや感じたことをワークシートに書かせ、自分や自分の身の回りで虐待があったときどうすればよいのかを考えまとめさせる。

評価 ①虐待とはどんなものが理解できているか。

②不当な扱いについて、グループの中で自分の考えを発表できているか。

※平成18年3月埼玉県教育委員会発行の「児童虐待防止のための児童生徒への教育 指導事例集」を実践したものである。

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 児童虐待を受けたと思われる児童がいる場合について
 - ・この授業は、直接「児童虐待事例」を扱うものなので、虐待を受けている疑いのある児童がいる場合には、この授業を実施するにあたっては一考を要する。
 - ・該当の児童には個別に迅速かつ適切な対応を行う必要がある。
- (2) 事前指導の留意点
 - ・朝の会の教師の話で、最近のニュースや事例集の中から児童虐待の事件・事故を紹介して、世の中には大人から不当な扱いを受け、苦しんでいる子どもがいることを知らせる。
※「児童虐待」という事件・事故の状況の概要を知らせるとともに、発生が事実であることをおさえる。また、問題意識や理解に関して個人差が大きいと感じ方に差が出てくるので、理解度に関して、児童一人一人の状況をつかんでおく必要がある。
 - ・道徳の時間など、家族愛を主題とする内容の学習を行い、協力し合って楽しい家族をつくろうとする態度を養っておく。
※関連させて、人との関わりの中での、「他者を思いやる心」「自分を大切にする考え方」「不正・不公平を正す意志」等についても指導を重ねておくことも重要である。これらの内容は特別活動（学級活動以外）の扱いでも実施できるので、本指導計画に合わせた複合的な取り組みが可能となる。
- (3) 事後指導の留意点
 - ・帰りの会で保護者の子どもに対する愛情をあらわす言葉や詩などを紹介して、保護者は自分の子どもに対して愛情を持って接していることを知らせる。
 - ・自分の考えをはつきり言える態度を各教科・領域等の学習の中で養っていく。
- (4) その他

この学習は児童虐待を、学級活動（学習指導要領第4章第2「・・・健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。」）において取り上げるものであり、内容は「日常の生活や学習への適応及び安全に関すること」に含まれている。さらに、この活動については、現行学習指導要領解説（特別活動）第3章第1節2－（1）－イー（才）に「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」として示されている。従って、児童虐待防止に関する指導を学級活動で取り扱う際には、この問題のみにとらわれずに、学級活動のねらいや、その他の内容と関連付けた継続的な指導ができるよう、計画する必要がある。

6 成果と課題

- (1) この授業実践事例は、6学年児童を対象に実施したものである。まとめで、ワークシート（別添）の後半の項目を使って、○（あってもいい）×（あってはいけない）△（どちらとも言えない）という判断について、考えを聞いてみた。結果は、△がほとんどであった。理由は、個別事情によって判断できる時とそうでない時があるというものが多かった。
- (2) 事前指導を経ての本指導であったので「児童虐待」についての理解は概ね満足できる状況であり、今回の成果と考える。
- (3) 課題は、指導のポイントでも述べたように継続指導であり、そのための「児童の変容の見届け」である。重要なのは、日々成長する児童一人一人の変容をつかみ、全ての教科・領域及び教育活動を通しての個別指導の「継続」にあると考える。

児童の感想

児童A：①に○をつけたのは、悪いことをしたのにあやまらなかったからです。怒られて当たり前です。
②に×をつけたのは、虐待だと思われたからです。
④に×をつけたのは、精神的に傷つくからです。こういうのは、なんか嫌です。
⑤に△をつけたのは、かたづけなさいと言われたのにかたづけなかつたのは悪いけれど、昼食を食べさせてもらえないというのは、おかしいと思ったからです。



7 資 料

ワークシート

あってもいいこと？ 年 組 名前 ()

- 1 次の文を読んで、下の（ ）の中に、あってもいいことだと思ったら○を、あってはいけないことだと思ったら×を、どちらとも言えないと思ったら△をつけましょう。
どうしてそう考えたか、理由も考えてみましょう。

① ぼくが悪いことをしたのに、あやまらなかつたので、お母さんにおこられた。	② お父さんは、毎日きげんが悪くて、ぼくが何も悪いことをしていないのに顔がはれるぐらいなぐったり、けつたりする。	③ 私の両親は、私が病気で熱を出しても何もしてくれないで、仕事に出かけて、そのままにされてしまう。
()	()	()

④ 私のお父さんは、「おまえなんか生まれてこなければよかった。」などと、毎日私に対してひどいことを言ってくる。	⑤ お母さんに「部屋の片づけをしなさい。」と言われてもやらなかつたので、かたづけが終わるまで昼食を食べさせてもらえなかつた。	⑥ うちの両親は、ほとんど食事を作ってくれない。だから、私はいつもおなかがすいている。
()	()	()

- 2 もし自分が、ぎやくたいを受けたら、どうしますか。

--

- 3 今日の学習をふり返って、考えたことを書きましょう。

--

生きる、育つ、守られる、参加する

小学校
6年生
社会科

1 ねらい

- (1) 「子どもの権利条約」について理解し、子どもたちにとって保障されなければならない権利について、話し合いや体験活動を通して考えることができる。
- (2) 権利を自分のものとして意識するとともに、自分以外の人の権利を守るなど、生活に生かしていこうとことができる。

2 単元について

(1) 単元名

「わたしたちの生活と政治－わたしたちのくらしと日本国憲法－」

(2) 本単元の目標

市町村の福祉施策を手がかりに、各種の資料等を活用し、日本国憲法の三つの原則を調べ、わが国の政治は憲法の基本的な考え方に基づいていることについて考えを深めさせる。

(3) 単元の指導計画（7時間扱い）

第1時 自分たちの市町村で行われている福祉に関わる人の活動について調べる。

第2時 日本国憲法の基本的な原則を知り、市町村の施策にどのように現れているか、調べる計画を立てる。

第3時～第5時 基本人権の尊重、国民主権、平和主義が、どのように実現されているかを具体的な事例に即して調べ、国民の権利と義務について考える。

第6時 日本国憲法の三つの柱を実現させるために大切なことを考える。

第7時 子どもの権利条約について学習し、子どもの権利について考えを深める。

（本時）

(4) 本時について

本時は、日本国憲法に定められている基本的人権がわれわれの生活に結びつきの強いものであるということを理解させ、本単元のまとめとして設定したものである。

「子どもの権利条約」には、生きる、育つ、守られる、参加する等4つの権利について定められている。子どもであっても、大人と同様に差別されたり、暴力を受けたり、いじめられたりすることがあってはならないことを理解させたい。児童自身がこの権利について学習することにより、虐待に対する不当さを理解し、それに気づき、また、自分自身に関わることに対して発言する力をつけていきたい。さらに、仲間との意見交換を通して、自分自身のこととして考えさせていきたい。

3 児童虐待防止指導上のねらい（身に付けさせたい資質・能力 ②ーア・イ、③ーイ）

- (1) 「子どもの権利条約」に保障された子どもの権利について学習することにより、子どもであっても大人と同様に差別されたり、暴力を受けたり、いじめられたりすることがあってはなら

ないことを理解し、身近な大人から受ける虐待の不当性を理解させる。

(2) 物事に対して自分の考えを持ち、それをわかりやすく伝えることができるようとする。

4 展 開

☆児童虐待防止指導上の配慮

学 習 活 動	指導上の留意点と支援
1 人が生きるために必要なことは何かを考える。 ・水分を摂ること ・ものを食べること ・寝ること ・トイレに行くこと ・風呂に入ること ・着るものがあること など	・人間的な生活を営むために必要なことを考えさせる。 ・「基本的人権の尊重」の学習について想起させ、人権は、誰にも取り上げられてはならない、大切なものであることを確認させる。
2 「子どもの権利条約」について知る。 ・1994年に批准 ・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 3 「ゲーム」をする。 【立ち止まって考えてみよう！】を体験する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもは休んだり、遊んだりする権利をもっている</div> ルール：質問に対して、「そう思う」「そう思わない」「わからない」の中から、自分の気持ちに合うところへ移動する。 ・正しい理由があれば、休んでもよいと思う。 ・自分の勝手な考えで休んではいけないと思う。 ・遊びたいときには、遊ぶのは自由だと思う。 ・やることをやらないと遊ぶのは自由ではないと思う。	・「子どもの権利条約」は、国連で認められ、日本も承認している権利であることなどを理解させる。 ・「子どもの権利条約」の一つについて、みんなで考えるきっかけとなるゲームをする。 ・初めは、自分の考えで動く。移動後、教師と友だちとの話し合いを聞き、考えが変わったら移動しても良いことを徹底させる。 ・「そう思う」「そう思わない」「わからない」のそれぞれのグループの中から数人に意見を発表させる。
4 子どもの権利条約の条約カードをグループ毎に自分たちにとって重要な順に並べる。 ・生きる権利（6条） ・虐待・放任からの保護（19条）	・グループは4～5人がよい。 ・グループごとに「子どもの権利条約」のカードを重要な順に並べさせる。 ・ランキングとその理由を発表させ、子

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育は親の責任（18条） ・差別の禁止（2条） <p>5 活動をふり返り、感じたことをまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界中の子どもには、権利条約で守られていることがたくさんあることがわかった。 ・ランキングによって、何が大切なのが詳しく述べた。 ・自分の考え方を持つこと、意見を述べることの大切さがわかった。 ・自分が大人になったら、子どもを守る側になりたい。 <p>6 まとめた内容について発表する。</p>	<p>どもの権利条約について理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのグループの考え方を認め、尊重する。 <p>☆児童虐待は、子どもの権利を侵害する行為であることを理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の活動、体験したことについて感じたことを具体的にまとめさせる。 ・それぞれのよさを認め、自分の生活に生かすように指導する。 ・将来、大人になり子どもを守る立場になることも押さえる。 ・発表させることで、自他の権利を守り、それを生活の中で実践することの大切さを認識させる。
--	--

評価 活動や話し合ったことについて具体的にまとめられたか。（ふり返りシート、発言）

5 児童虐待防止指導上のポイント

- (1) 本時は、日本国憲法の三つの原則を学んだ後の発展的な学習としての位置づけである。自分たちの権利として、具体的に子どもの権利条約について学習し、人権に対する理解を深めていくことをねらいとする。
- (2) 児童虐待を許さない態度を育成する上で、「子どもの権利条約」を学習することは、重要な意味を持つ。子どもの権利条約には、子どもを一人の人間として尊重することが具体的に示されている。
- (3) 「立ち止まって考えよう」では、質問に対し、「そう思う」「そう思わない」「わからない」の3つの選択を移動して決定することにより、「子どもの権利条約」について、深く考えるきっかけを与える。
- (4) 「子どもの権利条約カードランキング」では、重要だと思われるカードを選択し、話し合いを行う。単なる条文の理解だけでなく、自分たちが主人公として、守られていることを学習していく。そこから、生きる権利や育つ権利を侵害されることも虐待であるということを具体的に理解させる。

6 成果と課題

- ・児童の学習のふり返りの中には、「自分が大人になったら、子どもを守る」などの感想が多く見られ、「子どもの権利条約」について具体的に考えさせることができた。
- ・「子どもの権利条約」を単なる知識にとどまらず、人権を尊重していく態度の育成に結びつけることが今後の課題である。

今日の学習を振り返って 6年3組 名前()



私は今日、子どもの人権について勉強してたくさんの人権があるからこそ、子どもが毎日楽しく生活していくと思いました。そして、それを支えてくれているのが、お母さんやお父さんや、その他の大人なので感謝したいと思いました。そして大人になっても、私たちかしりとり人権を守りたいです。

授業のようす

☆カードを選んだ理由を書きましょう。

子どもは、絶対に生きていいといけないと思ったので、この権利が最も尊尊だと思いました。そして生きるために、子どもたちは、親から生活に必要な保護をしてもらわないといけません。親から虐待されたり、親と引き離されると、生活水準の保護も受けられません。なので、子どもたちは、親からの保護が大切だと思います。

子どもの感想①

子どもの感想②

今日の学習を振り返って 6年3組 名前()

子どもの権利条約というのを聞いて、はじめて、こんなに守られていると分かりました。大人は知らない間に私達を守ってくれたのです。今は、守ってもらっている側ですが、大人になり、子供をうんざった時には、私が守ってもらいた時のように、優しく守ってあげたいと思いました。

子どもの感想③

第1条 「18歳以上になつてない人を子どもとします」	第2条 「国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障害、貧富の差などの差別はされません」	第3条 「子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなくてはなりません」
第4条 「国はこの条文に書かれた権利を守らなければなりません」	第5条 「保護者は子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません」	第6条 「全ての子どもは生きる権利を持っています」
第7条 「子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらう権利を持っています」	第8条 「国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように守らなくてはなりません」	第9条 「子どもは親と一緒に暮らす権利を持っています」
第10条 「親と離れて暮らしているときは、子どもはいつでも親と連絡を取る権利を持っています」	第11条 「国は子どもが無理やり国外へ出されたり、戻れなくなったりしないようにしなくてはなりません」	第12条 「自由に自分の意見を表す権利を持っています」
第13条 「自由な方法で情報や考え方を伝える権利、知る権利を持っています」	第14条 「思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます」	第15条 「他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています」
第16条 「人に知られたくないプライバシーや名誉は他人から守られる権利を持っています」	第17条 「自分に役立つ情報を手に入れることができます。よくない情報から守らなくてはなりません」	第18条 「子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします」
第19条 「国は子どもへの虐待や放任などを保護しなくてはなりません」	第20条 「家庭を奪われている子どもは国から守ってもらうことができます」	第21条 「子どもを養子にする場合は、国や公の機関だけが認めることができます」

第22条 「それぞれの事情で、よその国に逃れた子ども（難民の子ども）はその国で守られ、援助を受けることができます」	第23条 「心や体に障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません」	第24条 「子どもは病気になったり、怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています」
第25条 「病院に入っているときには、その扱いが子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます」	第26条 「最低限度の生活ができるよう、国は暮らしを手助けしなければなりません」	第27条 「心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています」
第28条 「子どもは教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは人間として大切にされるという考え方からはずれてはいけません」	第29条 「教育は自分も他人も平等に大切だということや自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません」	第30条 「少数民族の子どもや、その土地に住んでいる人々の民族や文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています」
第31条 「子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています」	第32条 「無理やり働かされたり、そのため教育を受けられなくなったりしないように守られる権利を持っています」	第33条 「国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから保護しなくてはなりません」
第34条 「国は、子どもが性的に搾取されることから保護しなくてはなりません」	第35条 「国は、子どもが誘拐されたり、売買されるがないように守らなければなりません」	第36条 「国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから守らなければなりません」
第37条 「どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して逮捕（たいほ）されても、人間らしい扱いを受ける権利を持っています」	第38条 「15歳に満たない子どもを兵士として戦場に連れて行つてはなりません」	第39条 「国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません」
第40条 「罪を犯したとされた子どもが社会に復帰したとき、自分の役割が果たせるように正当に扱われなければなりません」	※日本ユニセフ協会ホームページを参考に作成 ※本書に記述してある「子どもの権利条約」とは、1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」のことである。	

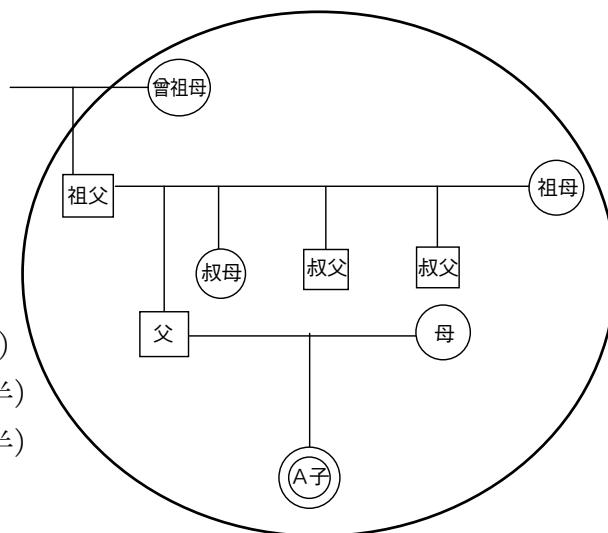
事例 1 障害のある幼児を持つ母親の養育態度

障害を受けとめられず、子どもに強くあたる母親の事例

1 概 要

(1) 家族構成

曾祖母（80代前半）
 祖父（50代後半）
 祖母（40代後半）
 父（20代後半）母（20代後半）
 叔母（20代前半）叔父（20代前半）
 A子（6歳）叔父（10代後半）
 ※父方の家族と同居



(2) 事例対象児の行動傾向

- ・自閉的傾向のあるA子は、2年保育の4歳児で入園、排泄の自立ができていなかつたが、5歳児になり自分でトイレに行けるようになってきた。
- ・行動面では、集団で活動をすることはできない。発達的にみると、表現は幼く、人の顔を描かせると、丸の中に目を描くようになったところである。自分の思っていることは言ったりもするが話にそった返事をしないため、幼児同士のコミュニケーションはうまくとれない。
- ・自分のやりたいことを止められたり、無理強いされたりすると大声を出して暴れ、パニックを起こす。給食では、好きなものだけ食べると席を立ち、部屋から出て行ってしまうことが多い。園庭に座り込んだり、地面に寝転がったりもする。

(3) 家庭の状況

【母親】

- ・大勢の家族（父方義理の妹や弟）と生活していて、A子を10代で出産した。言葉の出るのが遅かったため、3歳児健診で保健センターに相談をした。
- ・A子の障害を受けとめられないため、しつけが思い通りにいかないと、強くしかつたり、たたいてしまったりする。
- ・無理強いすると暴れたりパニックになったりするA子と、どのように関わったらよいか悩んでいる。

【父親】

- ・妻の実家で仕事をしていて忙しいが、A子をかわいがっている。健診や市の相談機関には、妻と一緒に出かけていく。

(4) その他

【園での様子】

- ・A子は、体力がなく熱を出しやすく、園を休むことが多い。母親は、登園をしぶると休ませてしまう。
- ・母親はA子が園に迷惑をかけているという気持ちから、4歳児の時は参観日などの行事への参加はほとんどなかった。
- ・5歳児になり、相談や園での支援の成果か、母親がA子をしっかり受けとめよう意識し始めたので、A子の欠席が減り、運動会や遠足にも参加するようになった。

2 対 応

(1) 実態把握に至る経過

- ① A子が前述した行動傾向を示すことから、園ではA子への個別的な支援と母親への面談を実施したところ、母親のA子への関わり方に課題があることがわかった。
- ② 市教育委員会派遣による臨床心理士の訪問での聞き取りで、母親がA子の障害を認めず、感情的にあたってしまうことがわかった。

(2) 園内・学級での対応

- ① 市の福祉関係課に事実関係を通告（相談）し、当面、園は、関係機関と互いに連携し合い、A子と保護者の関係改善に努めていくことにした。
- ② 「児童虐待対応マニュアル」の事例を参考に、全職員で研修会を開催し、A子への指導の一貫性と共通理解を図った。また、担任一人で抱え込むことがないよう組織で対応することを確認した。
- ③ 担任と補助教諭が中心になり、A子が落ち着いて過ごせる環境を考えるとともに、身の回りの始末や排泄等の個別指導を継続しておこなった。
A子のできしたことやがんばったことなどを認め、ほめたり、励ましたりして学級で存在感をもたせるよう支援してきた。
- ④ 保護者への支援のあり方を定期的に訪問してくる臨床心理士に相談し、その結果をもとに、対策を講じた。

(3) 保護者への対応

- ① 母親の気持ちに寄り添い、子育ての悩みを聞きながら保護者と園との信頼関係を築くよう努めた。
- ② A子の障害に気づかせ、それを受容し、育てていくことの大切さを理解してもらうため、専門機関への相談をすすめた。
- ③ どのような場合であってもたたくという行為は、許されないことやA子をできるだけ登園させることの大切さを説いてきた。

(4) 関係機関との連携

- ① 保健センターでの育児相談をすすめる。
- ② 保護者の希望で通園施設へ週1回通い、生活訓練を受けている。

- ③ 就学相談員が来園し、A子の生活観察をおこなっている。
- ④ 市教育委員会へA子の様子を報告し、指導主事（児童虐待対応アドバイザー 以下「アドバイザー」という。）からの支援を受ける。
- ⑤ 市教育委員会派遣の臨床心理士（年2回訪問予定）と連携を図る。

3 考察と課題

(1) 考 察

- ① 母親に園の個別面談や市の就学相談のおりにA子との関わり方について、行動と障害との面から詳しく説明をしていった。徐々に理解し、A子の成長をあせらずに見守っていこうとする気持ちが見られるようになってきている。
- ② 全職員でA子の問題について研修を行うとともに、相談機関との連携を通して、母親の子育てへの疑問に答えるよう心がけてきた。母親の表情は明るくなり、A子との関係が改善されてきている。
- ③ 臨床心理士や関係機関と連携を図ることで、母親への助言の仕方とA子への支援の仕方を改善することができた。

(2) 課 題

- ① 家庭への支援について、民生委員との協力等を検討することが必要である。
- ② 両親がA子への対応を考えるためのアドバイスを継続して行う必要がある。
- ③ 今後、家庭での状況を充分把握する必要がある。
- ④ 小学校へ入学するにあたり、就学前に該当小学校との密なる連携が必要である。

ポイント：障害のある幼児への対応

幼稚園段階では、なんらかの発達の遅れを伴う子どもでも、保護者が完全には障害を受容できていない場合は珍しくない。特に、その子の発達的な問題が集団活動を通して見た場合には明瞭になるといった特性を持っている場合、幼稚園での子どもの状態を説明しても「家庭ではそんなことはない、困っていない」と反論されてしまうことも多い。こうした障害受容の難しさが、子どもへの不適切な養育につながっていくことも十分に考えられることである。そう考えれば、子どもの発達に関して適確に判断し、その子との相互交渉のモデルを示すことは、虐待防止という観点からもきわめて大切なことになってくる。

障害受容の心理的な過程は、一般的に告知とそれに続くショック、その後の否認、次いで怒りと絶望の段階、最後に適応と再起の段階へ進むと考えられている。しかし、こうした段階をどのくらいの期間で通過するのかという点については特に基準がなく、個人差が非常に大きい。当然のことながら、両親間での受容の程度が異なっていたり、両親世代と祖父母世代で認識にずれが生じることも珍しくなく、そのことが育児の大きなストレスになっていくことも十分に考えられる。基本的には力強く受容を押しつけようとしても無理であると認識しておかなければならない。

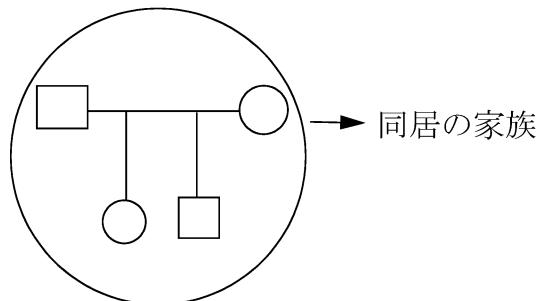
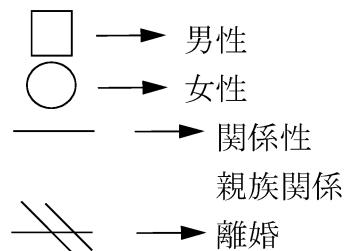
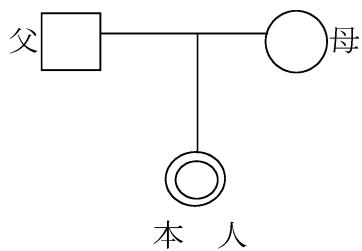
教員は、何よりも子どもに直接接する仕事である。障害受容の難しさがある保護者

に対しては、教員自らが子どもとの上手なやりとりの方法を工夫することが求められる。そして、専門機関へのつなぎを図る場合でも、「幼稚園ではできないから」という論理を前面に出せば保護者には排除的な印象を与えてしまうことが多い。幼稚園でのよりよい関わりを探るために、教員も専門的な助言を受けたいというプラス志向の話の進め方で、まず専門機関の介入に道を開いていく姿勢が望ましいと考えられる。

幼稚園側の親と子に対する態度や子どもの実態に具体的で現実的な「変化」を感じることができれば、保護者もまた子どもの障害に対する不安を軽減させ、ひいては適切な受容に向けた心理的準備をすることができるようになるのである。

〈ジェノグラムについて〉

家族関係図を記号で表したものです。複雑な関係図も単純な図や記号で表すことにより、家族構成を素早く理解することができます。



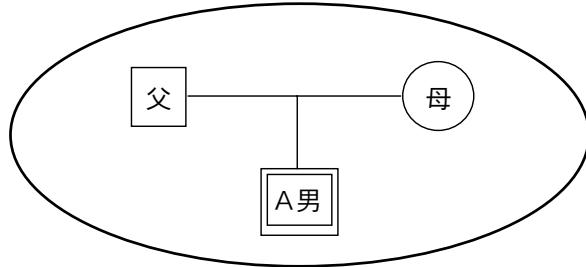
事例 2 父親による言葉の暴力と母親の育児態度

父親による言葉の暴力と母親の不関与が重なり、非行問題行動を起こした児童に対して、学校が組織的に対応した事例

1 概 要

(1) 家族構成

父 (40代半ば)
母 (30代後半)
A男 (小3)



(2) 事例対象児の行動傾向

- 常に何かを手に持ち、いじっているなど、落ち着きに欠ける。自分の思いどおりにならないと、「机を蹴る」、「文句を言い続ける」、「暴言を吐く」など、人の話を聞くことができない。
- 授業中も学習に参加せず、好き勝手なことを始め、指示を聞こうとしない。なだめで参加させようすると、一層ふてくされ、教室を出ていく。
- 女性の職員に甘え、気に触るとその職員に罵声を浴びせることもある。
- 父親が不在の時は、母親に甘えることが多いが、気に入らなかつたり、自分の言うことを聞いてもらえないとき、母親に物を投げつけ周りの物に当たり散らす。
- 父親に言われた暴言をそのまま、母親に言い放つようになった。
- 父親が家庭にいると、A男は無口で静かに過ごす。

(3) 家庭の状況

【父 親】

- 育児態度が幼少時から厳しかったが、小学校入学を契機に、厳しさが増した。
- この1年は、A男の生活全体に完璧を求め、それができないと非難・叱責をくり返し、暴言を浴びせる。そのため、A男は恐怖を感じ萎縮してしまう。
- 帰宅は遅く、A男と関わるのは土・日くらいである。学校の成績物や日常生活で気に障ることがあると、暴言を浴びせる等の扱いを繰り返す。

【母 親】

- 夫の態度に恐怖を感じ、A男の養育に関して意見をいうことはできない。
- A男の甘えてくる行動は、その後のA男の態度の変化を思うと受け入れることができなくなっている。
- A男の言うとおりにしておいて、A男に関わらないようにしている。
- 夫からの暴力的な行為はないが、その態度や暴言に母親も恐怖を感じている。

【その他】

- 近所づきあいは少なく相談する相手もない。
- 母方の祖父母が市内にいるが、夫とのトラブルを考えると相談することができないでいる。

2 対 応

(1) 実態把握に至る経過

① 転入児の様子

第3学年途中で他市の公立小学校から転入。転入手続きには父親と本人が来校した。転入当時は、特別な親子関係及びA男本人に関する問題等は把握できなかった。

② A男の問題行動の発覚

1週間経過した頃、担任からA男に関する問題行動の報告があった。管理職、教務主任、教育相談主任(児童虐待対応キーパーソン 以下、「キーパーソン」という。)、学年主任で生活観察(学校生活全般)を実施した。その結果、A男には特別な配慮が必要と判断し、他の児童の学習環境の確保も考慮し、以下の初期対応を講じた。

[初期対応の概略]

- 当該学級の複数教師による指導：A男への対応
- A男への個別指導
- 保護者による生活参観(学校生活全般・隨時受け入れる)
- 保護者との面談(隨時) 担任 学年主任 管理職
- 家庭訪問(当該保護者＝母親と連絡をとった上で実施)
- 転出校への照会(隨時＝電話による聞き取り調査等)

③ 母親との面談

面談やA男の生活参観は、母親のみが対応した。母親からは「以前の学校ではこんなことはなかった。」「一人っ子なのでわがままに育ててしまった。」「家ではこのようなことはない。」とのことであった。

④ 事実の確認

面談・訪問等を繰り返すうちに母親から「家庭の状況」について説明(相談)を受けるようになり、事実がわかつってきた。

(2) 学校内・学級内での対応

① 把握した事実をもとに、市教育委員会、市福祉課(虐待担当)に通告(相談)し、学校が市教育委員会と連携して、相談援助にあたることにした。

② A男に対しての個別指導

少人数指導担当教員及び学習支援員等が連携して、必要に応じて協力指導体制を整備し、A男の安定した学校生活の継続に努めた。

- ・本人が集中しにくい教科等の授業には、教頭・教務主任等が学習補助に入った。
- ・本人が混乱し学級を出てしまう時は、別室で個別指導を行った。

③ 全教職員の共通理解を図るための研修

週1回の教育相談に関する職員集会(8:30～45)を活用し、A男の理解・指導の一貫性を図るため、児童虐待対応マニュアルを参考に研修会等を深めた。

- ・個別の問題としてではなく、広い視野から、校内体制の整備を進めた。また、人権教育の全体計画の見直し・改善等を行った。

(3) 保護者への対応

① 面談・訪問（随時）を継続

家庭の状況把握後は「子育て相談」を通して、DVの可能性も疑いながら話し合いを継続した。夏季休業中の面談も継続させた。

- ・担任は、A男の変容（成長の様子）についての情報提供を連絡帳や電話連絡等で密に行つた。生活参観の申し出は基本的に受け入れていった。
- ・管理職・学年主任も土曜参観日の午後を利用して両親に対する面談を実施した。
- ・ボランティア相談員との面談（定例 毎水曜日）も勧め、実施した。

② 専門職との面談

市教育委員会教育支援室の臨床心理士との面談も随時勧め、実施した。

(4) 関係機関との連携

- ① 市教育委員会のアドバイザーや教育支援室の臨床心理士との連携は、母親の養育相談とA男自身の問題行動解決の二つの側面から実施した。
- ② 臨床心理士によるA男の生活観察（市教委経由の申請）を行つた。
- ③ 生活観察をもとに、A男に対する学習支援者の要・不要を検討し、1か月の大学生ボランティアが対応することとした。

3 考察と課題

(1) 考 察

- ① A男の変容や成長を促すことを基本として、担任と学年主任・管理職がそれぞれの立場で、母親との面談を実施してきた。結果、母親の学校に対する信頼感が高まり、家庭の状況を話すまでに至つた。
- ② 生徒指導・教育相談部主任（キーパーソン）が保護者への働きかけを継続してきた結果、A男の学校生活における問題行動は徐々に解決の方向に向かつてゐる。
A男の父親に関しては、今後も訪問・面談（随時）や学校公開週間等を活用した面談をすすめていく。また、母親との連絡を密にすることで、養育状況を把握し、悪化等があれば、迅速な対応を講じていく。
- ③ 今回の対応では、生徒指導部・教育相談部・特別支援コーディネーター等の校内組織も有効に機能した。キーパーソンが中心となり、虐待に関する校内研修の実施を計画的に行った。

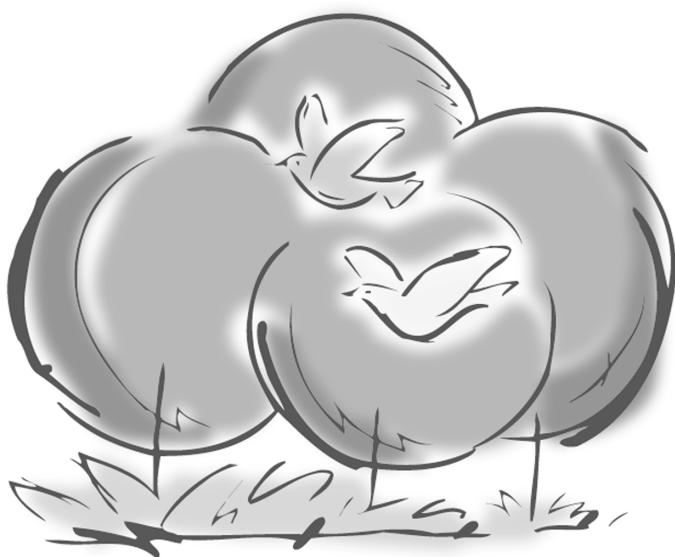
(2) 課 題

- ① 今後も父母への支援等を継続していく必要がある。また、関係機関との連携もさらに発展させる必要がある。
- ② 状況の悪化がみられるときは、市教育委員会への報告と同時に、児童相談所への相談通告が必要である。
- ③ 学校が意図的・計画的・継続的に取り組むために実践の見届け（評価）が重要である。

ポイント：校内における連携の体制づくり

学校は、学年や分掌が複雑に絡み合う組織である。虐待事例に対応することは、学校にとって危機管理の課題であるという認識が欠かせない。教職員の異動や担任の交代なども頻繁であり、組織としての学校が継続性のある支援に取り組んでいくためには、校内における連携の体制づくりが必須の課題になる。子どもの示す問題行動が激しかったり、家庭の養育力や学校への協力姿勢が弱まるほど、ケースとしての困難性は増すことになる。学校の持つある種の複眼性を有効に機能させて、臨機応変の対応を可能にするためには、校内での綿密な情報のすり合わせと方針の共有が必要である。

学級、学年、教科といった枠組みを超えて教職員それぞれの役割と責任を分担していく上で、きちんとした技術論に基づく議論が大切になる。ともすると、指導の失敗や家庭からのクレームなどにさらされると、窓口になった教員の力量や資質の問題として論議されてしまうことが多いが、困難なケースになればなるほどこれは避けなければならない。もちろん、個々の教職員が対応力の向上に努めることは大前提だが、「誰が担当したとしても同様の困難には直面したはずであり、困難なケースだからこそチームで対応するのだ」という認識を持って臨むべきである。



事例3 問題行動を繰り返している児童

問題行動の陰に叔父からの性的虐待があった事例

1 概 要

(1) 家族構成

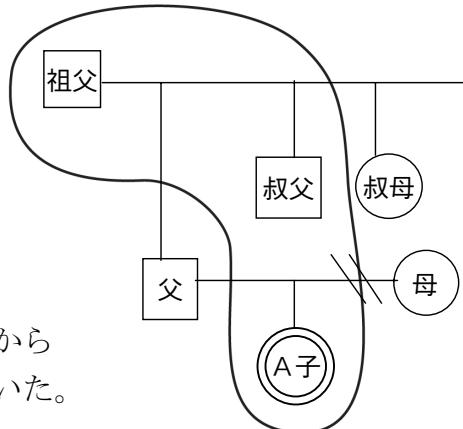
祖父（60代後半）

叔父（20代後半）

A子（小5）

※ 年少時に両親が離婚、その後3人暮らし。

祖父の勤めの関係で、A子のおむつ替えから食事の面倒まで当時10代の叔父がみていた。



(2) 事例対象児の行動傾向

- ・5年生に進級後、間もなく喫煙が発覚。その後、子どもだけでゲームセンター・カラオケ等への出入りも明らかになる。その時の遊興費として、祖父の財布から一度に1万円近くを数回抜き取り、同行した友だちに振る舞っていた。
- ・以前より、祖父から帰宅時間が遅いとの連絡を受けており、その都度担任（男性）が帰宅したがらない理由を聞いていた。しかし、理由は聞き出せず、生徒指導上の問題行動として報告していた。

2 対 応

(1) 虐待の実態把握に至る経過

夏休みに入り、A子単独の家出騒ぎが発生した。生徒指導主任が直接A子に対応したところ、叔父から性的な虐待を受けていたことが明らかになった。

(2) 学校内での対応

- ・直ちに校長に報告。校長の判断で市の児童福祉相談課に事実を通告（報告）し、児童相談所が関わることとなった。
- ・祖父と叔母に来校してもらい、学校長と生徒指導主任が経過を伝えるとともに事実の確認をおこなった。児童相談所が関わることを了承してもらう。
- ・その日、A子は帰宅させず、近隣に住む叔母に一時預かってもらうこととした。その後、児童相談所の一時保護所において、一時保護を受けることになった。

3 考察と課題

(1) 考 察

- ① A子の生徒指導上の問題行動に対して、共感的な態度でカウンセリングをおこなうなど、丁寧な相談・援助を心がけたことが今回の虐待発見につながった。
- ② 虐待に気づいた学校が市の福祉課や児童相談所に直ちに相談通告したため、A子を早急に一時保護することができた。

③ 祖父や叔母など、家族や親戚の協力を得たことで、A子の安全を確保するための話し合いも円滑に進んだ。

(2) 課題

- ① 性的虐待は、虐待の事実を子どもから訴えることは少なく、さらに、担任が異性の場合、事実をなかなか話したがらない。
- ② 日頃から子どものサインを見落とさないようにすること、同性の職員が相談に当たる等の校内体制を構築しておくことが重要である。
- ③ 性的虐待の場合は、特に早期発見が大切である。研修等を通して具体的な事例を学び、教職員の虐待を発見する眼を養っていきたい。

ポイント：性的虐待

性的虐待は、4種の虐待の中でも特異性の高い虐待であると考えられる。学校が単独で対処できる範囲はかなり少なく、疑いを持ったときにはすぐに関係機関との協議を行うことが望ましい。また、性的虐待では、子どもがその事実を告白してくることで発見されることが多く、最初の「告白」に対する教職員の対応はその後のケースマネージメントそのものを左右しかねないほど重要なになる。

性的虐待では、「性的虐待順応症候群」という概念がある。これは、子どもが性的虐待を受けているという事実を周囲の人々に相談した時に、予想していた以上に強い反応や、「とんでもなく異常なことを聞いた」といった態度を示されてしまうことに驚き、一転して虐待されている事実を否定してしまうようになるという危険性を含んだ概念である。なんらかの意味で家庭内の性的な規範に歪みがない限り、子どもが純粋の虚言として性的虐待の被害を口にするということはほとんどないとも言われていて、ともかく真摯な対応をすることが肝要である。

なお、一般的には、「誰にも言わない」という約束で話を聞き出すことがあるかもしれないが、これは原則としては避けなければならない誘導である。この約束を遵守することは通告義務違反になるし、この約束を破れば子どもとの信頼関係を裏切ることになるからである。本事例では、虐待の事実がわかった時点で、今後どのようにしたいのか考えさせる中で、本人の「現在の状況から逃れたい。」「他に助けを求めたい。」という意思決定にもとづき、学校の迅速な対応が進められたものと思われる。学校においては、日頃から相談しやすい信頼関係を築いておくこと、校内体制を整備しておくことが必要である。

性的虐待への対応は、まだ社会的システムとしても不充分なところが多い。学校現場でごく自然に行われる子どもとのスキンシップも、性的虐待の被害に遭っている子どもの場合には深刻なトラウマ体験を想起させることさえあり得る。今後、十分な研修等が必要な領域である。

事例 4 子どもの養育ができない母親

要保護児童対策地域協議会が中心となり学校・家庭・地域が連携した事例

1 概 要

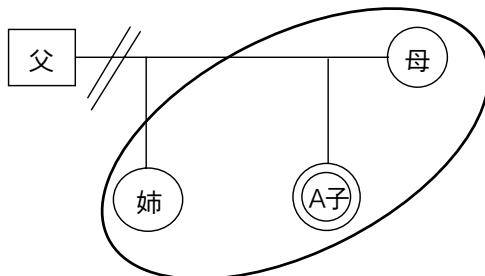
(1) 家族構成

母（40代後半）

姉（10代後半）

A子（小2）

※母子家庭（父親と母親は離婚）



(2) 事例対象児の行動傾向

- ・言葉の遅れがあり、軽度の発達障害と診断され特別支援学級に在籍する。
- ・姉との折り合いが悪い。
- ・母親が面倒を見ていないため、夜の徘徊や道路で寝転がることなどがあった。
- ・母子のみの家庭環境の中で、反抗したり助けを求めたりすることができないでいる。
- ・児童相談所、市福祉担当課、児童担当課の職員が訪問指導をしている。

(3) 家庭環境

【母親】

- ・心身ともに病弱な状態（精神的に不安定、不整脈、過度な飲酒等）であり、入退院を繰り返している。
- ・一人では、不安なので子どもたちに密着し、子どもに身の回りの世話をさせている。

【姉】

- ・母親や妹の面倒を見るため、小学校中学年から断続的な不登校であったが、中学校の時は、ほとんど登校しないでいた。
- ・A子が小学校1年生の時、伯母のところへ転居した。その後、父親と生活している。

(4) 経 過

① 6歳時

- ・児童相談所より「軽度発達障害の6歳児が就園せず自宅にいる」との連絡が市の担当課に入った。ケース会議（社会福祉協議会、福祉関係課、児童担当課、ボランティア、児童相談員）を開き、A子の就園のための支援の方法を検討し、ボランティアの支援を受けながら保育園へ通園させた。

- ・10月に姉との関係が悪化したので、A子は一時預かりの施設に入所した。（3月まで）

② 小学校1年生時

- ・入学当初は元気に登校していたが、6月頃から時々欠席するようになった。姉との折り合いが悪いため、児童相談所に一時保護され、その後も長期休業中は施設の一時保護が続いている。

- ・姉が他市町村の伯母のところへ転居したことをきっかけに、A子はその後施設から退所し、母と共に生活することになった。
 - ・母が病弱のため、A子が買い物やトイレの介助を行なわなければならず、学校を早退するようになった。その後、たまにしか登校しなくなった。
- ③ 小学校3年生時
- ・学校の働きかけで、新学期に数日登校したが、その後は登校しなくなった。学校を始め、市の福祉担当課、市の児童担当課が頻繁に家庭訪問を繰り返し、A子と近くの公園で遊んだりする中で、家庭の状況を把握した。
 - ・母のアルコール依存症が悪化し、児童相談所が中心となり、A子が母親の世話をしている状況は、A子の成長を妨げていると判断されたため職権保護が行われた。
- ④ 現在に至るまで
- ・A子は、小学校3年生時に入所した施設にて生活している。
 - ・姉は、他県に住む父親のところで生活をしている。
 - ・母親は、病状も好転し、職業を持ち安定した生活をしている。

2 対応

(1) 実態把握と保護に至るまでの経過

6歳時より、市福祉課、児童相談所等が連携して取り組んできた事例であり、引き続き、市の福祉課が中心となって、要保護児童対策地域協議会の運営等、ケース会議で取り扱うこととなった。市関係課、学校、教育委員会、児童相談所及び市内の保健、医療、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、対応した。

① 保護へのきっかけ

- ・母によるA子の登校を促す努力は見受けられないため、児童相談所が指導をし、A子を学校に行かせる等の内容の誓約書を書かせたが守られなかった。
- ・母の病状が悪化し、このままでは、A子の成長の妨げになると判断し、母の体の様子を見て職権保護を実施する計画を立てた。実施する日時は児童相談所が中心になり、学校・市教育委員会・福祉関係課で話し合い決定した。

② 方法

- ・保護するに当たっては、母の同意を得ていないので、保護の前に母子を分離（家庭訪問をして母は自宅、A子は公園でそれぞれの担当が対応）して、子どもを移送した。その間に母親に通告、そして同意を得る方法を実施した。
- ・警察には援助を依頼した。職権保護で裁判所に申し立てをした。

③ 役割分担

- ・児童相談所副所長が保護にあたっての統括として、該当小学校長や関係課に指示を出した。
- ・母親への指導は、児童相談所職員と市福祉担当課職員が、A子への対応については市児童関係職員と該当小学校担任がケアにあたった。
- ・A子の一時保護所への移送には、児童相談所職員があたった。

(2) 関係機関の具体的な対応

① 学校

- ・特別支援学級の担任を中心に主に家庭訪問をし、家庭や児童の状況を把握し、母親の養育態度について児童の権利侵害ではないかと市福祉課に相談通告した。
- ・必要に応じて家庭訪問や電話での連絡をし、登校刺激を与えた。
- ・随時、ケース会議に参加したり、市の子育て支援相談員を中心に児童相談所や市教育委員会へ相談したり、関係機関との連携を図り、情報の共有を図った。

② 市教育委員会

- ・市教育委員会のアドバイザーは、学校からの報告を受け、学校の校内組織体制整備に関する助言を行った。
- ・学校の相談に応じるとともに、状況に応じて市の福祉関係課、児童関係課や児童相談所との学校を交えたケース会議の計画及び連携機関の連絡調整を図った。
- ・要保護対策地域協議会に情報の提供をし、学校からの情報を常に把握するため、学校への訪問を心がけた。
- ・就学時に知能テストや再検査などの付き添い対応をした。

③ 市福祉関係課

- ・生活保護の関係で、市職員が定期的に家庭訪問をした。
- ・主に母親の経済的な相談を受けるとともに、必要に応じ生活の指導を行った。

④ 市児童関係課

- ・ケース会議を開催する等、市における虐待対応の中心課として、この事例に対応していた。
- ・具体的な経過等の記録をとり、頻繁に家庭訪問、電話連絡を行った。
- ・母の相談相手となるとともに、子どもの遊び相手として信頼関係を築いた。
- ・A子の就学時での検診や入学式、または、母親の精密検査に同行をするなどの支援を行った。

⑤ 児童相談所

- ・関係機関の全体の中心となって、本事例に当たった。
- ・学校や教育委員会からの報告を受け、頻繁に家庭訪問を実施し、A子の様子を把握した。母からの相談の電話に対応した。
- ・保護者や家族の状況により、一時保護（6年間で5回）を行なった。
- ・長期の保護が必要であると判断し、関係機関で連携して保護を行い、その後、母親の同意を得て、A子を施設に入所させた。

⑥ 民生委員、主任児童委員

- ・A子の家の近所に住んでいて、頻繁に家庭訪問を行っていた。
- ・大きな声で親子げんかをした時や、A子が夜一人で外に出ている時など、面倒をみていた。
- ・登校の時やその場に応じた援助を続け、学校への報告をした。

⑦ 近所の住人

- ・薬局や酒店など、母親の相談相手となり、この家族を見守っていた。

3 考察と課題

(1) 考 察

- ① 虐待への対応は、子どもの将来を見据えて、関係機関が目的・方法を明確にして共通理解を図った上で、それぞれの立場で行動していくことが重要である。
- ② 子どもの健やかな成長のため、学校は子どもの家庭環境や地域等における日常生活等を把握するため、たとえ入学前の状況であっても、市の担当課や市民健康センターなどと情報交換をする必要がある。

(2) 課 題

- ① 「保護についてどこまでできるのか」、「どんな公的支援ができるのか」など、法的根拠を明らかにした上で、対応していくことが必要である。
- ② 特に保護者が保護を望んでいない場合における「職権保護」の時期や方法等について、関係機関と綿密な連携をとりながら、実施することが大切である。

アドバイス：ネグレクト

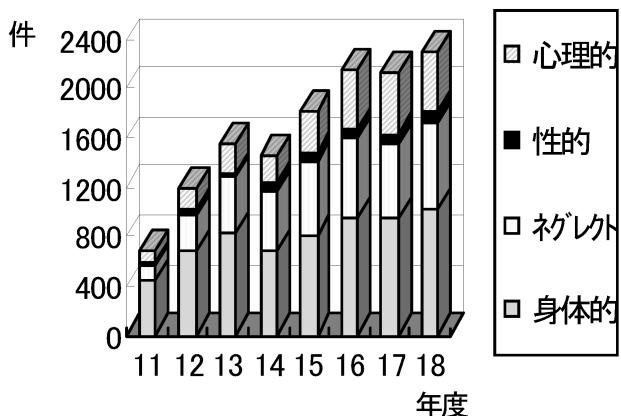
ネグレクトを主調とする事例では、関係機関がネットワークを組んで対応していくても、ケースの緊急性や一時保護の必要性などについて機関ごとの評価や判断が食い違うことも多い。教育機関である学校は、ともすればその子どもや家庭の「良さ」を伸ばすことできまざまなハンディを克服させたいと考える。ネグレクト事例などでは、その子どもの素質がよりよく開花するように少しでも良好な生活環境を与えたいと願うだろうし、家庭からの分離を主張することにもなる。しかし、福祉機関は事例全体の強みと弱みのバランスを重視する。家庭から分離することのメリットと同時に、分離によるデメリットも検討して全体的な判断を下すのである。また、分離を含めて、あくまでもそのケースのマネジメントがやりやすくなっていくようにプランを立てていくことが重要である。

問題の根本が家庭での養育のあり方にあるとわかっていても、学校には直接的で修復的な介入は困難であることが多い。そこにネットワーク対応の必要性があるのであるが、その場合、同じ状況に対してもそれぞれの機関の特性や立場によってさまざまな評価の違いが生じることは決して珍しくない。それぞれの機関がなぜそのような評価を下すのかという点が、参加者に相互に理解できるような会議を地道に積み上げていく努力が求められるのである。

対応がしばしば長期にわたり、その間、校内でもさまざまな異動や体制の組み直しが行われる。長期間にわたる対応の中でその子どもと家庭の状況に対する馴れが生じてしまい、リスク評価が不正確になったり、その子の「もっとも大変だった時期」を知らない教職員の数が増えることで「なぜ、あの子にだけこれほど手厚い関わりをするのか」といった疑問が教職員集団の内部から起こりがちであることも留意する必要がある。

1 埼玉県における児童虐待の相談通告に関する参考データ

1 虐待相談受付件数（虐待の種類）



2 通告経路の変化

	家族	近隣	本人	関係機関	その他	合計
H12	351	161	21	507	146	1186
H18	479	402	34	1012	360	2287

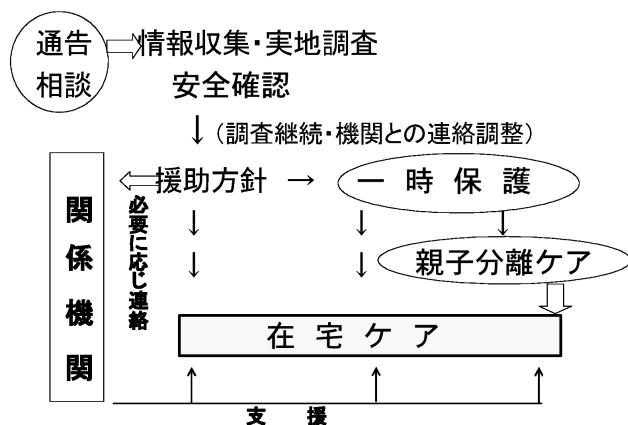
	福祉	児童委員	保健・医療	施設	警察	学校	小計
H12	262	28	78	23	50	66	507
H18	387	29	113	33	175	275	1012

3 年齢別・虐待内容別件数（平成18年度）

0歳から就学前までの乳幼児が、
1,011件と全体の約半数(45.9%)を占めている。

	身体的 虐待	保護の 怠慢・拒否	性的 虐待	心理的 虐待	計
0～3歳未満	223	139	0	82	444 19.4%
3～学齢未満	278	182	8	137	605 26.5%
小学生	342	290	41	175	848 37.0%
中学生	121	81	29	47	278 12.2%
高校生・他	47	25	15	25	112 4.7%
計	1,011件 44.1%	717件 31.4%	93件 4.1%	466件 20.4%	2,287 100.0%

4 児童相談所通告後のフロー



<児童相談所の保護からの流れ>

幼稚園や学校は、児童相談所の実地調査や情報の提供の協力等、各機関と連携して、その家庭や幼児・児童の支援にあたる必要性がある。

(埼玉県福祉部こども安全課調査より)

2 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

このチェックリストは、問題のある子どもや保護者を把握するという否定的なとらえ方で使うのではなく、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという肯定的な考え方で活用してください。

チェックリストのどれかに該当するからと言って、必ず虐待が行われている、ということではありません。

しかし、いずれかに該当する場合には、「児童虐待かもしれない」との視点を常に持ち、SOSのサインがほかにないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に充分注意して関わる必要があります。

○子どもの様子

《保育所・幼稚園》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 特別な病気でもないのに、身長や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している
- 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしている
- 長期間入浴していない
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 転んだりケガをしても泣かない、助けを求めない
- おびえた泣き方をする
- 身体接触を異常にいやがる（抱こうとすると逃げる、身を固くするなど）
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える
- 職員を試したり、独占しようとし、まとわりついで離れない
- ささいなことでもすぐカーッとなり、友人への乱暴な言動がある
- 親が迎えに来ても帰りたがらない
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

《学校》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達が著しく遅れている
- 季節や気温にそぐわない服装をしている
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 放課後になんでも家に帰りたがらない
- ささいなことでもすぐカーッとなり、友人への乱暴な言動がある
- 虫や小動物を執拗にいじめたりする
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である
- いったんハメを外すと止めどがなくコントロールがきかない

- 授業に集中できず、落ち着きがない、またはボーッとしている
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 急激な成績の低下
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない
- 教室から抜け出す
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 能力的な問題はないのに学業成績が不振
- 子どもの描いた絵に気になる点がある

- ※ 不登校として認識していた長期欠席児が、実は深刻な保護の怠慢・拒否（ネグレクト）を受けている場合があります。
- ※ 虐待を受けていると、友だちとの関係が暴力的になったりすることから、「いじめの加害者」として関わるうちに、実は虐待を受けていることが発見されることもあります。
- ※ 非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子どもの生育歴に、家庭内の虐待関係が発見される可能性もあります。

○保護者の様子

- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとる
- 子どもへの怒り方が異常である
- 子どもの要求をくみ取ることができない
(要求を予想したり理解できない、なぜ泣くのかわからない)
- 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
- 子どものことを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
- 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
- 自分の思い通りにならないとすぐに体罰を加える
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- 保護者の極端ないらだち、不安定がある
- 被害者意識が強かったり、イライラしている
- 保育士や教師との面談や家庭訪問を拒む
- 保育士や教職員に対して過度に攻撃的（ささいな非を追求する）
- 子どもを無断で欠席させることが多い
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 家のなかが乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域の中で孤立している
- 母親にも暴力を受けた傷がある

- ※ 母親に暴力を振るう父親は、子どもにも虐待をしている可能性があります。
- ※ 家庭内で日常的に暴力にさらされている子どもは、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることになります。

3 児童虐待の防止等に関する法律

(平成20年4月1日改正後全文)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)

平成19年6月1日法律第73号による改正

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資するとを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員児童福祉施

設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための処置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第25条の7第1項第一号若しくは第2項第一号又は第25条の8第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第一号若しくは第2項第一号又は第25条の8第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置を児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問

は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができ。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第1項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等しようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第三号又は第28条第1項の規定による措置を探る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場

合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項について同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第一号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第一号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第4項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであ

って、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第3者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の4 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法（明治29年法律第89号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第52条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令（同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

児童虐待防止指導実践事例集 編集委員名簿

	氏 名	所 屬 所
委員長	玉井 邦夫	国立大学法人山梨大学 准教授
副委員長	増田 利之	加須市立礼羽小学校 校長
委 員	砂賀千豆江	加須市立加須幼稚園 教諭
委 員	上野 柳子	深谷市立花園幼稚園 教諭
委 員	可知かほる	和光市立第四小学校 教諭
委 員	西森 笑子	伊奈町立小室小学校 教諭
委 員	西 敬	所沢市立北中小学校 教諭
委 員	上田 正枝	本庄市立本庄西小学校 教諭
委 員	村田 博美	秩父市立南小学校 教諭
委 員	清水 孝二	吉川市立吉川小学校 教諭
委 員	中島小津江	坂戸市教育委員会 指導主事
委 員	井上 道明	埼玉県福祉部こども安全課 主幹
委 員	山川 玲子	埼玉県川越児童相談所 担当部長
事務局	田中 辰弥	人権教育課 指導主事
事務局	長原 順子	人権教育課 指導主事

児童虐待防止指導実践事例集

発 行 年 月 平成20年3月
発 行 埼玉県教育委員会
連 絡 先 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課
さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-6895 (代表)
印 刷 株式会社 信陽堂
さいたま市浦和区常盤2-7-7
TEL 048-829-2828